

新型コロナウイルス感染症対策
特別委員会記録

令和2年9月17日

【開催日】 令和2年9月17日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前10時30分～午後3時33分

【出席委員】

委員長	高松秀樹	副委員長	山田伸幸
委員	伊場勇	委員	水津治
委員	長谷川知司	委員	藤岡修美
委員	松尾数則	委員	宮本政志
委員	吉永美子		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰	副議長	矢田松夫
----	-----	-----	------

【執行部出席者】

副市長	古川博三	総務部長	川地論
総務部次長兼人事課長	辻村征宏	総務課長	田尾忠久
総務課新型コロナ対策室長	河田圭司	市民部長	川崎浩美
市民部次長兼市民活動推進課長	木村清次郎	文化スポーツ推進課長	石田恵子
文化スポーツ推進課課長補佐	南部聡	福祉部長	兼本裕子
福祉部次長兼社会福祉課長	岩佐清彦	福祉部次長兼健康増進課長	尾山貴子
高齢福祉課長	麻野秀明	高齢福祉課主幹	大井康司
高齢福祉課課長補佐	荒川智美	障害福祉課長	岡村敦子
障害福祉課課長補佐	松本啓嗣	社会福祉課主査兼生活保護係長	壹岐雅紀
経済部長	河口修司	商工労働課長	村田浩
商工労働課主査	宮本涉	教育長	長谷川裕
教育部長	岡原一恵	教育次長	吉岡忠司
学校教育課長	下瀬昌巳	学校教育課主幹	小野雅弘
学校教育課課長補佐	西村一郎	学校教育課学務係長	三藤恵子

社会教育課長	船 林 康 則	社会教育課公民館係長	柿 並 健 吾
--------	---------	------------	---------

【事務局出席者】

事 務 局 長	尾 山 邦 彦	事 務 局 次 長	石 田 隆
---------	---------	-----------	-------

【付議事項】

- 1 新型コロナウイルス対策本部会議の報告について
- 2 社会教育施設、文化・スポーツ施設で行われる行事等への参加者の新型コロナウイルス感染拡大防止対策の取組について
- 3 小中学校の体育祭と文化祭の取扱いについて
- 4 山陽小野田生活と健康を守る会からの要望書「新型コロナ及び熱中症対策について」
- 5 市制度融資のコロナ関係分の状況について
- 6 新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言飲食店応援制度について
- 7 新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望書（その3）に係る回答について

午前10時30分 開会

高松秀樹委員長 それでは新型コロナウイルス感染症対策特別委員会を始めたいと思います。委員会のスピーディーな運営に努めたいと思いますので、委員の皆様、執行部の皆さん、協力をお願いしたいと思います。それは、本日の付議事項の一つ目、新型コロナウイルス対策本部会議の報告についてお願いします。

田尾総務課長 それでは昨日行われました第22回山陽小野田市新型コロナウイルス対策本部会議の結果の御報告をさせていただきます。まず、現状の報告について健康増進課から申し上げます。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 お手元の資料の1ページをお開きください。

健康増進課からは現状についてということで、県内及び市内の発生状況等について報告をさせていただきました。資料のほうは9月14日現在になっておりますので、本日、口頭では16日現在の数字をお伝えしたいと思います。まず(1)山口県での感染者数は変わっておらず194名、そして入院患者数は25名となっております。市町村別の山陽小野田市の61件も変わっておりません。(2)の市内発生状況は後ほど報告させていただきます。(3)PCR検査の状況につきましては9月16日現在で8,534件となっております。そして(4)の相談件数が、9月15日までの実績で4万4,063件となっております。資料の2ページを飛んで3ページを御覧ください。本市の発生状況です。前回の対策本部会議におきまして、口頭において45例目までは報告をさせていただいております。46例目以降が、前回の対策本部以降に公表があった陽性例となっております。一つ一つの説明は割愛させていただきますが、全ての方が市内B飲食店関係だとか、ほかの方の濃厚接触ということでルートが分かっているという状況です。そして、9月に入ってから55例目からの7件、最後の61例目が9月10日に公表がございました。ということで、9月11日以降、今日現在、今日で7日目になりますが、発生が見られていないということになります。健康増進課からは以上です。

高松秀樹委員長 現状報告を受けましたが、これに対して質疑がある委員は挙手の上、お願いいたします。

山田伸幸副委員長 先ほど、小野田生活と健康を守る会との協議の中で出たんですが、クラスターについて、これは外から持ち込まれたものか、若しくは店舗の中を中心に発生したのか、その点が明らかになっていないというふうに言われたんですが、実際、市としてはどのように把握されているのか、分かっている範囲でお答えください。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 クラスターの認定につきましては県で行われ

ております。県から聞いている内容といたしましては、まず、A店のクラスターにつきましては発症者数が14名であることと、2次感染の可能性のあることからクラスターと判断したという説明しか受けておりません。また、B店におきましても、お客の中の13名中の10名が陽性になったこと及び2次感染が認められたことからクラスターと認定したというような報告しか受けておりません。以上です。

宮本政志委員 先ほどの資料1の一番下です。(4)相談件数4万4,063件、大体でいいんですけど、こういった相談が多いですか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 こちらは県の相談件数になりますので、県に確認をしてみないと傾向は分かりません。調べれば分かると思います。

吉永美子委員 先ほど、入院患者数の御報告があったんですが、この中で山陽小野田市の方がおられるかどうかということと、この入院患者の中に重症患者がおられないか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 まず、重症患者につきましては、これは県内ということですが1名いらっしゃいます。市内の状況は、今資料がすぐ出てきませんので、後ほど回答させていただきます。

山田伸幸副委員長 市内から61件の陽性が明らかになって、この全員が入院されたんでしょうか。その辺の状況、そして現在も入院しておられる方の数というのは分かっているんですか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 まず、全員入院されたのかという御質問に関しましては、全員入院されております。退院された数は、後ほど確認して、報告させていただきたいと思います。

高松秀樹委員長 その報告の際にこの61名が重症者何名、中等症何名、軽症

何名、又は無症状何名という分析っていうか県のあれを見れば分かるんですけど、それを市のほうで把握されておるようであれば、後ほど報告をしてください。それでは、次の報告に入ります。9月23日から10月11日までの施設利用についての報告をお願いします。

田尾総務課長 それではまず、資料の4ページをお願いいたします。9月22日までの山陽小野田市の方針は、公共施設の利用の中止、そして、市主催の不要不急の会議、イベントの延期又は中止という方向で動いておりました。これを9月23日以降どうするかということを協議したわけでございます。この4ページに載っておりますのは、実は、先週の金曜日、9月11日に、国の内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室から「11月末までの催し物の開催制限等について」という通知が来ましたので、その中から抜粋したものを掲載しております。この詳細をお知りになりたい委員の皆様は、各所属には既に通知をしておりますので、まだお持ちでない方は、事務局にお申し出いただければ、そちらのほうで御用意していただけるとお思いますのでよろしくをお願いいたします。本日は、その中から、うちの市に関係のある主要なところを抜粋したものを載せていただいております。右上に別紙1とあります。当面11月末までのイベント開催制限の考え方についての概要ということでございます。まず、最初の白丸の1番上です。国は感染防止対策と経済社会活動の両立のため、新たな日常生活の構築を図るという方向性を出しております。では、主なところですが。白丸の三つ目、①収容率の要件についてでございます。これは二つに分けられまして、感染リスクの少ないイベント、例えば括弧内に書いてありますクラシック音楽コンサートなどについては、100%以内に緩和する。そして、その他のイベント、例えばロックコンサートやスポーツイベントなどについては50%以内とするとあります。ただし、ここに米印が付いておりまして、米印は括弧の下にあります。異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ内、これは5人以内に限るということですが、そこでは座席間隔を設けなくてもよいという方向性が出されております。そして白丸の一番下ですが、1

2月以降のあり方については、感染状況等を踏まえて、改めて検討を行うというふうな方向性が出されております。それでは下の図のほうに参ります。これは、上の文言を図にしたものでございます。山陽小野田市では公共施設の利用は全て中止でしたが、全国的には3段階の緩和ということで、現在とあるのは、3段階の緩和のステップの3でございます。全国ではステップ3でございます。それは、屋内では収容率が50%以内、人数の条件は5,000人、屋外では、十分な間隔を取って、人数上限は5,000人でございます。これを当面11月末までの方針では、まず収容率では、二つに分けられます。先ほどのおさらいになりますが、大声での歓声、声援がないものと、大声での歓声、声援が想定されるものに分けられて、ないものに関しては100%以内、左側ですね。想定されるものに関しては50%以内というふうになっております。さらに人数の上限がございまして、まず収容人数1万人超えのものに関しては収容人数の50%、2で収容人数1万人以下のものに関しては5,000人までというふうになっております。山陽小野田市で該当するのは②のほうしかございません。その下の注というのがございまして、収容率と人数の上限でどちらか小さいほうを限度とする。つまり、例えば4,000人収容のサッカー場がございましたら、これは、5,000人以下でございますので、50%以内となれば2,000人を上限とするということになります。そういう方向性でございます。続いて5ページをおめぐりください。別紙の2ということで、これは先ほどのイベントの例示というものでございます。まず、左側、大声での歓声、声援がないものの例として、音楽、クラシック音楽や合唱、それから吹奏楽、こちらのほうが例示として挙がっております。それから、演劇に関しては、読み聞かせ、舞踊に関してはバレエ、それから伝統芸能は能楽や歌舞伎、芸能・演芸に関しては落語とか漫談、そして一番関係があるのがここかなと思うんですけど、講演、式典に関しては、各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催のイベント、タウンミーティング、入学式、卒業式、成人式、入社式などということで、こちらのほうは100%以内でできるということでございます。続いて、大声での歓声、

声援が想定されるものの例として挙げられておりますが、音楽としては、先ほど言いましたとおり、ロックコンサートやポップコンサート、スポーツイベント、うちのほうで該当がある例示としてはサッカー、野球、そして公営競技ではオートレースというふうに該当しております。以上が例示です。この方針を踏まえまして、山陽小野田市の、先ほど健康増進課が申しました現状を鑑みて、6ページをお開きください。現状は9月22日まで公共施設の利用中止をしておりましたが、11月末までの催物の開催制限によります全面開放ということはずらずに、山陽小野田市としては、9月23日から10月11日までの施設利用について、先ほどの11月末までの制限と3段階の緩和のステップ3を併せた方針で、1、主な利用の条件を御覧ください。屋内、屋外施設の利用については、ともに収容率を50%以内とし、5,000人以下での人数利用とするという方向でいきたいというふうに決定いたしました。分かりやすく言えば、全て、定員の2分の1で行うということでございます。続いて、その2なんですけど、この1の方針の例外として、それよりも更に条件を加える施設を各部が上げております。まず市民部、市民体育館のトレーニングルームですけども利用時間を2時間ごとに区分し、1区分の利用人数を10人以下、そして21時以降は利用休止、距離確保のための一部器具の使用の制限などがあります。続いて不二輸送機ホールのスタジオは換気が十分にできないため利用を中止とさせていただきます。市民館の調理室は、利用人数を12人以下、器具使用後の消毒、試食は1列で短時間などの条件が付きます。続きまして福祉部のスマイルキッズのプレイスペースですけども、利用時間を午前、午後の二部に分けて、10組までの予約制といたします。そして、利用時間は最大2時間、キッズキッチンに至りましては、プレイスペース利用時間のみの開放とさせていただきます。続いて経済部の勤労青少年ホーム、こちらは公民館の利用条件と同様とするということでございます。続いてその下、教育委員会の公民館、まず調理室、利用人数を各テーブル4人以下、そして器具使用後の消毒、試食は1列で短時間という条件を付けます。さらに、音楽室に限りましては、換気が十分にできないため利用休止とさせてい

たきます。続いて、きらら交流館の調理室、こちらテーブル4人以下、同じように器具の消毒、試食は一例、短時間という条件です。サウナでございますが、3人までの利用とさせていただきます。中央図書館の個人席でございますが、半数の利用に限ると、それからDVDの視聴ブースに限っては、個人ブースの5分の3席とさせていただきます、複数人ブースを利用不可とさせていただきます。以上が9月23日から10月11日までの施設利用についてでございます。一度ここで区切らせていただきます。

高松秀樹委員長 今の報告部分で、イベント開催制限の考え方について概要というのは皆さんマスコミの報道等で既に御存じだと思いますので、本市の施設利用についてを中心に質疑を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

吉永美子委員 市民体育館のトレーニングルームなんですが、これについては1区分、利用人数を10人以下ということなんですけど、これは予約制にしなくてもこれはクリアできるということでしょうか。考え方をお聞きします。

田尾総務課長 予約制ではございませんので、クリアできるという考えでございます。

高松秀樹委員長 ほかに質疑はよろしいですか。（「なし」と呼ぶものあり）
いいようですので、次の報告を求めます。

田尾総務課長 続きまして7ページを御覧ください。子育て支援課から保育園の運動会についての報告がございましたので御紹介させていただきます。運動会につきましては新型コロナウイルス感染症対策を十分にとって実施いたします。ソーシャルディスタンスの確保のための人数制限を設けるということです。また、観覧マナーの徹底、ビデオ撮影時などに密に

ならないようにということで、さらに、大きな声を出しての声援は禁止とさせていただきます。さらに、観覧者の把握ということで名簿の提出、観覧者、職員にはマスクの着用、手指の消毒の徹底、発熱の症状がある者は観覧禁止ということで、上記対策が十分にできない場合は中止ということ。また、今後、市内の感染者が増加した場合も中止するという方向でございます。続いて、複数日に分けて実施するという事です。クラスごとに日にちを決めて対象保護者に参観してもらう。日の出保育園でございますが、9月26日実施予定は中止いたしまして、10月26日から10月31日までの間で予定をしております。厚陽保育園に至りましては10月3日の土曜日を中止として、10月6日の火曜から10月8日木曜までの開催を決定しております。続いて下の表なんですけど、これは丸1日掛けて実施ということで、場所はいずれも園庭でございます。下津保育園、出合保育園、津布田保育園ということで観覧条件がそれぞれございますので、下の表を御覧ください。実施日は10月3日の土曜日を予定しておるということでございます。以上が保育園の運動会についてです。

高松秀樹委員長 保育園の運動会について報告がありましたが、これについての質疑がございますでしょうか。

吉永美子委員 やはり今の保護者は小さい頃の記録を取っておきたいという思いが強いと思うんですけども、この書き方であれば、ビデオ撮影時など密にならないようにっていうことは、保護者に対してビデオ撮影をしてはならないということにはなっていないっていうことで、遠慮はしなくていいということよろしいですね。

田尾総務課長 その解釈で結構でございます。

高松秀樹委員長 なければ、その次の臨時休業期間についての報告をお願いします。

田尾総務課長 それでは教育委員会のほうから保護者宛てにこれは出される予定の文書でございます。児童、生徒の新型コロナウイルス感染に伴う学校の臨時休業期間についてということでございます。上から9行目、休業期間ということが大きく変わる点でございます。今までは県の保健所や医師等の専門的知見を受けまして、約1週間をめぐりに休業期間を設定しておりました。臨時休業期間を通して休業期間に行うべき濃厚接触者の調査、PCR検査、施設の消毒などの安全確認と安全確保が3日程度で可能になってきたということでございます。それと学習内容や活動内容を工夫しながら可能な限り授業や部活動を継続したいという意向から、現在の1週間程度から3日程度に短縮して休業を行ってまいるということでございます。今後、お子様に感染者がありましたら、このような方向で行きたいという通知でございます。説明は以上です。

高松秀樹委員長 明日付けの通知になっています。臨時休業期間が7日から3日に短縮をするという通知を出されるということですが、これに対しての質疑はありますか。

伊場勇委員 この1週間程度から3日間程度っていうのは、本市だけじゃなくて県、国の動向に沿った形になっているんでしょうか。

田尾総務課長 1週間程度というのは、それぞれの各地の判断ということで、国の方針ではないです。

高松秀樹委員長 3日程度もそういうことね。（「はい」と呼ぶものあり）ということですか。（「はい」と呼ぶものあり）次に行きましょう。次は、特別定額給付金の状況ですね。

河田総務課新型コロナ対策室長 引き続きまして、特別定額給付金の申請及び給付状況についての御説明を差し上げます。まず、これまでの経緯につ

いてでございますが、前回以降のところでの御説明をさせていただきますので、3段目以降を御説明させていただきます。令和2年8月4日に全体の0.9%に当たります未申請の275世帯へ再度の申請勧奨はがきを発送いたしました。その後、8月31日には、給付申請期限を迎えまして、申請期限までに申請をいただいた方につきましてはのお支払を9月8日に終了しております。給付を全て完了しております。続きまして給付結果についての御報告でございます。まず、最終的に対象世帯となられた方の数2万9,136世帯、そのうちの対象となる人数につきましては6万2,109人の方が対象となっております。これに対しまして、実際に給付をいたしました世帯ですが、2万8,997世帯、6万1,963人の方に給付をいたしました。率にして申し上げますと、世帯の給付率は99.52%、個人の給付率にいたしますと99.76%に至っております。この率の達成につきましては、地域の皆様方、民生委員や病院、施設、事業所の職員の皆様方、あるいは、本市職員、福祉部の御協力があったのものと改めて感謝をしております。ありがとうございます。その差引きの未申請の世帯になりますが、139世帯が未申請という結果となっております。この内訳を少し分析しておりますが、明白に申請書を御提出いただきまして辞退とお書きいただいた世帯が8世帯、それから国の制度でございますけれども、基準日現在では、住民票に記載がある方で申請されるまでに世帯全員の方が亡くなられた方は、この度給付金の対象外となっております。その方が37世帯の方ですが、この方も申請ができないということになりますので、そのまま未申請ということになっております。その隣の宛先不明でございますが、郵便局に配達をお願いしまして、把握されている郵便局の宛先でもそこにお住まいでないということで、市に大体150通程度の返送がございました。その中から福祉部等と連携しまして、実際にお住まいになっているところ、例えば施設のほうに入られているとか、身内の方が市外にお住まいだとかそういうところを探し出してお届けしまして、それでもなお25世帯は不明のままということになっております。また、その他につきましては、郵便物そのものは市には帰ってきておりませんが、最終的に申

請されなかった世帯となっておりますが、こちらの方々につきましては、総務省のほうで、辞退をする場合には、特に世帯全員が辞退をなさる場合には申請書を出さなくてよいというような問答集を提示しておられますので、この中には、実際には辞退の意思をお持ちの世帯ということも含まれておるといふふうに解釈をしております。説明は以上でございます。

高松秀樹委員長 今報告のあった特別定額給付金についての質疑を求めます。

山田伸幸副委員長 そんなに難しい書類ではなかったんですけど、市のほうに問合せはどれぐらいあったんでしょうか。

河田総務課新型コロナ対策室長 すいません、多くてちょっと正確な数字は把握しておりませんが、かなりの件数の問合せがございました。振込等、金融機関の取扱いをよくしておられる方でしたら、質問等もないのかなと思いますけれども、中には口座をもう年金の受け取りぐらいにしか使っていらっしゃらなくて、口座番号とか取引店とかそういったものの考え方が少し難しいよということで、どう記載したらいいかというお問合せ等も頂いております。

山田伸幸副委員長 これは本市なんですけど、県内とかの状況が分かっているばお答えください。

河田総務課新型コロナ対策室長 まだ、県や総務省から他市の正確な最終的な数字というものが、私どもには示されておられません。

高松秀樹委員長 それでは、最後の項目になりますが、飲食店応援制度についての報告をお願いします。

田尾総務課長 最後、10ページなんですけども、こちらは付議事項の6番で審議されるということですので、そのときよろしくお願ひしたいと思

います。

高松秀樹委員長 慎重にやりたいと思います。以上が先日行われた対策本部会議の報告です。ここで暫時休憩をして、職員の入替えをしたいと思いますので、10分程度休憩して、11時10分に再開いたします。それでは暫時休憩いたします。

午前11時30分 休憩

午前11時35分 再開

高松秀樹委員長 それでは委員会を再開します。次は、社会教育施設、文化スポーツ施設で行われる行事等への参加者の新型コロナウイルス感染拡大防止対策の取組についてでございます。まず、この件について執行部の報告を求めます。

船林社会教育課長 それでは、社会教育施設における新型コロナウイルス感染拡大防止対策の取組につきまして御説明を申し上げます。まず、公民館等社会教育施設の感染拡大防止対策として、屋内施設の利用の際にはマスクの着用をお願い、ただし、運動を伴う活動については可能な限り着用をお願いする、ということにしております。また、大きな声を伴う活動等につきましては、マスクを着用の上、十分な対人距離の確保をお願いしております。そのほか、利用者全員の体温等の確認、体調確認、名簿の提出、入館時の手指消毒、利用後の器具の消毒、定期的な換気などを実施しております。利用人数につきましては、次回再開、9月23日からの利用再開時は、屋内施設は収容定員の半分以下での利用、屋外は適切な距離を保つことを条件としております。また、全体を通しまして3密となる状態を避け、基本的な感染予防対策の徹底をお願いし、一人一人が感染拡大防止を十分に意識していただき、安全に利用していただくように努めているところでございます。簡単ですが。以上で説明を終

わかります。

高松秀樹委員長 この件は前回の委員会で藤岡委員から説明の要求がありましたので行ってもらいました。まず、藤岡委員、いかがですか。

藤岡修美委員 私は、屋外のテニスコート等々を使わせていただくんですけども、名簿で住所、連絡先の記入があります。特に、体温の記入とか、その辺りがないので、その辺りはスポーツ施設等の指定管理者との兼ね合いもあると思いますが、今言われたマスク着用というのは屋外では無理なんで。特に施設において、非接触型体温計の設置等々、体温等々は参加される個人に任せられているんですか。今、社会教育施設ってということなんですけども、一緒に説明を受けてからのほうがいいかと。

高松秀樹委員長 では、説明をお願いします。

石田文化スポーツ推進課長 文化スポーツ推進課から文化スポーツ施設で行われる行事等への参加者の新型コロナウイルス感染拡大防止対策の取組について御説明いたします。まず、所管する施設ですが、体育施設として、市民体育館、武道館、アーチェリー場、市民プール、野球場、サッカー場、厚狭球場、下村テニスコート、岡石丸運動広場、高千帆運動広場、小野田運動広場、赤崎運動広場がございます。文化施設といたしまして、不二輸送機ホール、市民館、きららガラス未来館がございます。文化スポーツ施設におけるこれまでの基本的な取組といたしましては、まず、屋外、屋内施設に共通する対策といたしまして、感染予防対策の徹底、イベント・大会主催者への感染予防対策の徹底依頼、利用者名簿の提出をお願いしております。次に、屋外施設につきましては、イベント、大会開催の場合は、適切な距離を保ちながら5,000人以内の参加者となるよう、主催者に注意喚起、対面での飲食は避け、できるだけ距離を取り、会話を控えることとしております。屋内施設につきましては、利用する施設に応じて、対人距離が確保できる人数での利用、これは3密

回避となります。十分な換気の実施、利用時間の短縮等、活動内容の工夫、原則、施設内での食事は禁止、催しを行う場合は、利用施設と使用方法等について事前に協議のこととしております。これらの内容を施設予約時又は申請書提出時等、利用者と直接話ができる機会に説明を行っております。また、国、県等から新型コロナウイルス感染防止対策に関してのガイドライン等の提供があれば、必要に応じて関係団体の長宛てに文書を送付し、情報提供、注意喚起を行っております。説明は以上です。

藤岡修美委員 諸対策を講じられているということで、特にそういった社会教育施設、文化スポーツ施設でのコロナの感染が出てこないのは、その辺りが十分対応できているからとは思いますが。例えば、スポーツ関係で言えば文化スポーツ推進課で体育協会の事務局を持たれていて、現実にはコロナの問題が話題になって、年度当初、理事会、総会も書面の審査で終わってしまったんです。年度当初に立てたそういった事業、例えば体育協会では、いろんな所属団体があると思うんですけども、立てられた計画というのは今までの執行状況はどのような感じになってるか教えてくださいませんか。

石田文化スポーツ推進課長 スポーツ関係の実施状況ですが、屋外に關しての実施は比較的好いですが、屋内に關しては、ほぼ実施ができないような状況にはなっております。

藤岡修美委員 ちなみに、私はテニス協会の役員をしているんですけども、今年度10大会を予定してて、8月までの大会は結局見送って、9月にやろうと思ったら、今回のクラスターの発生で公共施設が使えなくなり、9月の大会は中止になって、今後どうしようかというような状況なんです。そういった大会の中止とかされている団体等とは、体育協会がそういった対策を指示するんじゃなくて、その所属団体のそれぞれ上位の県の協会であったり、日本スポーツ協会辺りの競技の団体に応じた対策を

取っておられるんですか。

石田文化スポーツ推進課長 スポーツに関しましては基本的には、その競技ごとの団体が示すガイドライン等に従っていただくようお願いをしております。今、体育協会のお話がありましたが、市の体育協会からも、スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドラインというものが国から示されたときに、体育協会に加盟されている各団体の代表者宛てにそういった資料をお送りして、その辺を守った上で実施が可能かどうかという判断をして、実施可能と判断されれば、感染防止をしっかりと策を取っていただいで実施していただくということにしております。

藤岡修美委員 ちなみに、10月に市民体育大会、これも各競技団体で判断されると思うんですけども、これをやられる団体とやめられる団体、その辺りの比率を把握されていますか。

石田文化スポーツ推進課長 この9月15日号の広報にも市民体育大会についての記事を掲載しております。実施される競技につきましては、9月15日号の広報に掲載をしておるところです。実際、中止を決定されている競技も幾つかございまして、競技自体の数としては六つあるように聞いております。ただ、同じ競技内容であっても、例えば一般・高校の部は中止をされますが、小学校・中学校の部は実施するというような競技もあるように聞いております。

藤岡修美委員 ちなみに、その六つやめられるっていう競技名を把握しておられたらお願いします。

石田文化スポーツ推進課長 競技としては柔道、これは高校、中学校、スポ少になります。あと空手道、これは中学校、スポ少になります。バスケットボール、これは一般と高校の部、あとグランドゴルフ、これは一般。インディアカ、これは一般です。あとソフトバレーボール、男子、女子、

混成。これらの競技が中止ということで聞いております。

藤岡修美委員 文化協会のホームページを確認して、これも自主事業等々、かなりコロナウイルス感染症で中止をされています。これは市が主体っていうか、文化協会がいろいろ企画された自主事業とか文化バスとか中止されていますけども、今後も、こういったせっかく皆さん楽しみにされている企画が中止の方向に向かっているんですか、今。それはちょっと文化協会、把握されているかどうか分からないんですけど。

石田文化スポーツ推進課長 文化協会につきましては市民文化祭、これがもう早々に中止ということで決定しております。いろいろ活動の場が少なくなっているという現状がございますが、文化協会にかかわらず、文化全体のイベントなんですけど、国からの基準も先ほど説明がありましたとおり、いろいろ示されております。その中で、こういった形で実施ができるかどうか。主催者の方のお考えにはなるとは思いますが、その辺りは示された基準、市が持つ基準に照らし合わせて、こういった形で実施できるかということで、全てが中止の方向というわけではないと思います。

藤岡修美委員 文化協会に入られているいろんな団体がありますよね。俳句の会とか、書道とか、そういった団体が結構かなりの数入られていますけども、その辺りの活動状況は把握されていますか。

石田文化スポーツ推進課長 文化協会に加入されている団体の個々の活動内容について詳細は把握しておりません。ただ、今年度の末にアートのたまて箱、これは市内在住の芸術家、いろいろ芸術活動される方の発表の場を提供するというイベントになるんですけど、この辺りは実施の方向といえますか。まだ、今現在で中止ということにはしておりませんので、文化協会に加入されている団体の方にもこういった活動の場に入っていて、披露する場を持てればいいなというふうには考えております。

藤岡修美委員 コロナ感染に関わるということで、何かそういった文化活動、スポーツ活動もそうでしょうけど、参加しなければ感染することがないという市民の気持ちがかかなり内向きというか、消極的になってしまっていると思うんですよ。その辺り十分感染対策に注意してやっていただければ大丈夫ですよっていう、市民に前向きな気持ちを持たせるような情報発信というか、その辺りは考えておられませんか。

石田文化スポーツ推進課長 貴重な御意見、ありがとうございます。文化スポーツを振興する課といたしまして、確かに言われるように活動そのものが後ろ向きになるようなことでは文化スポーツの振興っていうのは成し遂げられませんので、その担当する課として、感染防止はしっかりしていただいた上で、どういった注意を払えば実施ができるか、その辺りは主催者の方と一緒に考えながら実施する方向に持っていければというふうに考えております。

山田伸幸副委員長 市としてガイドラインみたいなものをきちんと示していくことが必要ではないかなと思うんですが、先ほど説明がありましたけれど、やはり文化団体によっては状況が違おうと思うんですよね。その辺を踏まえて、もう少し突っ込んだガイドライン等が必要ではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

石田文化スポーツ推進課長 確かに言われますように、きちっとガイドラインというものは設けるべきかとも思います。文化に関して申し上げますと、イベントの内容によって、例えば集客人員であるとか、その活動の内容等によって、かなり差が出てまいります。それをもちまして今文化施設については、催しを行う場合は、利用施設と使用方法等について事前に協議をしてくださいということでお願いをしております。その事前の協議の中で活動される内容であるとか、どういった感染防止対策を取られるか、その辺りをきちっと確認をした上で利用を許可するとしておりますので、一概にこの全てを網羅するようなガイドラインを作るというの

はちょっとなかなか難しいところがありますので、主催者の方と事前に協議をさせていただく上で、その辺りの感染防止対策の確認はさせていただいておるところです。

水津治委員 今後もコロナの防止対策の中で必ず続くと思う、マスクと手指消毒ですね。今、テレビでマスクの着用について飛行機の搭乗に関して若干気になる情報が入っておりますが、本市として施設を利用したいという人の中にマスクの着用を拒否されるとか、持病のために、又はアレルギーのために手指消毒を拒否されるといったことが今まであったのかなのか。今後こういったことが予測されると思うんですが、これを主催者なり管理者の誰がするかというのもあろうと思うんですが、何か対策を考えておられますでしょうか。

石田文化スポーツ推進課長 いろいろな施設を管轄する課といたしまして、このマスクの着用を拒否されたというケースは聞いておりません。ただ、マスクをお忘れになられる方も中にはいらっしゃいますので、そういった方にはマスクをお渡しして、着用をお願いするという形を取らせていただいております。

宮本政志委員 先ほどの副委員長の発言に関係するんですけど、主催者に対して感染防止対策を徹底してくださいという依頼はされていますよと。それに対して先ほど確認をしておりますというふうにおっしゃったんですが、どのような感染防止対策をされたかっていうのを主催者のほうに書面か何かで確認をされているということですか。

石田文化スポーツ推進課長 具体的に書面を提出していただくようなことは行っておりません。ただ、その時々で例えば、利用人数の制限であるとか、いろいろ感染防止に対しての使用条件がございますので、その辺りはきちっと守っていただけますかという投げ掛けと、守れますということで、実際に使う状況、その当日、実施するときに、確認をして、実際それが

できているかどうかというのは行っておると思います。

宮本政志委員 だから、感染防止対策をお願いしますねと。はい、分かりましたと。その主催者が事後に、このようにちゃんと感染防止対策を講じたよってという確認を書面はもらわれてないけど、口頭か何かで確認はもらわれているんですね。はい、いいです。

高松秀樹委員長 ほかに委員の意見、質疑はありますか。なければ、次に入ります。レジュメではここで休憩、職員の入替えですが、はい。1回ここで休憩して35分再開いたします。暫時休憩いたします。

午前11時30分 休憩

午前11時35分 再開

高松秀樹委員長 それでは委員会を再開いたします。次は、小中学校の体育祭と文化祭の取扱いについての説明を求めます。

下瀬学校教育課長 運動会、体育祭の体育的行事あるいは学習発表会、文化祭の文化的行事につきましては、各学校が教育課程に位置づけ、校長の方針の下で特色を出し、児童生徒の自発的、実践的な活動として社会性を身に付けさせるとともに、学校生活に活力をもたらし、秩序と変化を与えるものとして大変意義があるものです。また、児童生徒にとっても思い出に残る大きな行事として、自分自身の生き方あるいは生活の仕方を見つめ、社会的な成長につながる契機であると考えております。市教委といたしましても、コロナウイルス感染症対策が求められる中、対策を講じて実施するために、学校の計画を大切に、校長会と協議しながら開催に向けて指導、情報提供に努めてまいりました。そのため、学校においては、コロナウイルス感染症対策が求められるものの対策を講じて実施するよう年度当初から計画を変更しながら、開催に向けて準備し

ております。開催方法の検討、競技種目の検討、開催時間、参観者の制限など様々なものを考えておりました。運動会、体育祭については、国内の感染拡大を受けて、5月末に運動会を予定していた小学校は9月以降に変更し、体育の参観日やスポーツイベントとして密の状態を防ぎ、学年別の開催や参観者を分散して実施する方法で開催するよう計画しております。中学校や小中合同の開催の学校につきましては、本来なら9月5日に予定していた体育祭、運動会ですが、市内の感染者の急増を受け、あるいは公共施設の使用禁止を受け、9月5日の体育祭を9月12日に変更して実施する予定でした。ただ、コロナウイルスの対策により、さらに施設利用等が9月22日まで延長されたことから、22日以降に実施するか、あるいは参観者を入れずに無観客で22日までに実施するかを判断し、また、台風等の臨時休業等もありまして、9月のほかの行事等を考慮しながら、4校が無観客で22日までに実施し、残り2校が26日、27日に実施予定となりました。学習発表会や文化祭の行事におきましても今後、感染症対策を講じながら、開催方法の検討、それから開催内容、開催時間、参観者の制限や分散した参観などを考慮しながら、多くの学校が10月、11月に実施する予定であります。以上でございます。

高松秀樹委員長　という説明でしたが、質疑を求めます。

吉永美子委員　確認だけさせてください。この体育祭、文化祭についても、時期はいろいろであった、形もいろいろあったとしても、全校が開催をするということで認識してよろしいでしょうか。

下瀬学校教育課長　全ての学校が9月の終わりから10月、11月に開催予定でしたが、どうしても学校の状況によって開催できないということで運動会を中止したところが1校あります。

吉永美子委員　その理由をお聞きしたいです。ほかの学校は形を何とかしなが

らでも、無観客でもやって、やはり子供たちも楽しみにしている行事だ
と思うんです。なぜこの1校ができないのか。それと文化祭については
全校ということによろしいですか。この2点お願いします。

下瀬学校教育課長 運動会を中止した学校につきましては、臨時休業等のこと
もありました。それから、その後に本当に学校ならではの大きい行事を
抱えているということ。そしてPTAの関係者と協議したり、学校運営
協議会の方と話したりして、今この9月の末には難しいだろうというこ
とで参観日として今後、授業を公開するというのでいきたいと思いますとい
うことで決定したということです。文化祭については、中学校のほうは
10月24日を全ての学校が予定しております。小学校につきましては
10月が2校、それから11月の初旬に7校予定しています。小中一貫
校については、中学校と合同開催ですから10月24日ということになり
ます。1校だけ今ちょっとまだ検討に入っているという学校があり
ます。文化祭については以上です。

吉永美子委員 今1校だけがと言われましたが、まさかその体育祭についてし
ないっていう学校と重なってはいませんか。

下瀬学校教育課長 重なってはいません。先ほど、運動会を実施しないって
言った学校も、まず、授業参観がまだできてないということで、授業参
観をするところから始めてということを考えております。以上です。

伊場勇委員 学校名を伏せたほうがいいのかもかもしれませんが、やはりその学校
ごとに取扱いが違って、ただ、この経験というのはしっかり次にまた
生かさなきゃいけないと思うので、今すぐじゃなくていいんですけど、
やはりこの学校はどういうふうな取扱いをして、例えば生徒がどうい
うふうな状況だったかとか、満足度とかですね、そういうのもしっかり示
していただきたいなというふうに思いますが、そういう表を作られます
か。そういうのって見せていただけるんでしょうか。

下瀬学校教育課長 学校は行事をやれば、必ず子供たちにリフレクションすることになります。したがって、学校でそれぞれの行事をすれば、数値とかいうのは難しいかもしれませんが、感想を集めてそれをいろんな形で紹介していくという方法を取っております。それを市教委に提示していただければ、市教委も把握ができます。

長谷川教育長 今の件について補足させていただきます。各学校においては学校評価というのを定期的に行っております。その結果については、学校運営協議会等にも諮って今後の学校運営にそれを生かしていくという手法を取っています。もちろん学校評価の項目の中に今伊場委員が言われましたように、コロナ対策について意見があるかというようなことについての評価項目を加えていくことも必要になってこようかと思っております。これについては検討してまいります。

伊場勇委員 各学校が行った日時とか形態とかをまとめて表を作っていたきたいなと思うんですけど、それは難しいですか。

長谷川教育長 学校評価の結果については公表するようになっていきますので、ホームページ等に、そういったものがアップされてくるというふうな形になろうかと思えます。

高松秀樹委員 伊場委員は何の一覧表を・・・。

伊場勇委員 体育祭の開催日時とか、無観客でやったりとか。開催の形態がそれぞれ違って、今週末は厚狭中学校でありますよね。そういった、いつやって、どうのこうのっていうのが、新聞の報道とかで知るんですけど、やはり市民の代表としてこの中学校区の小学校はこういった形でやったっていうところの報告をいただきたいなというふうに思ったんです。中止したところが、それで分かってしまうとかそういった懸念があるか

もしれませんが、そういうのってできないのかなと思って。意味が分かりますか。

高松秀樹委員長 体育祭と文化祭の状況について一覧表でほしいということだ
と思うんですけど、それはいかがですか。

下瀬学校教育課長 可能でございます。作成しましてお渡ししたいと。

高松秀樹委員長 ほかの委員にお尋ねするんですが、今、伊場委員が言われた
ような資料を委員会として請求するということによろしいですか。（「はい」と呼ぶものあり）執行部の皆さん、よろしく申し上げます。ほかに。

宮本政志委員 今の市内の小中学校の状況を見ると、ばらばらではないので、
先ほどの校長会での協議会ということが出ましたけど、校長会に任せっ
きりっていうふうではないと思うんですよね。教育委員会として、今回
のこの文化祭、体育祭の取扱いについて各学校に対して指針を示された
ものが何かあれば教えていただきたいんですけど。

下瀬学校教育課長 学校の教育活動については、5月に市でガイドラインを作
成しております。このガイドラインは、文部科学省から示されたものを
参考にして作りました。各学校においては、そのガイドラインに基づき
対応計画というものを作っております。その中に、学校行事だとか通常
の授業だとか給食とか様々な分野がありますので、それを基に校長会と
協議しております。以上でございます。

藤岡修美委員 文化祭ってというのは、子供たちの文化系クラブの発表の場でも
あると思うんですけども、そういった文化クラブの活動状況っていう
のは、例年っていうか今まで、コロナ前、コロナ後でかなり変わっている
のか。それとも何かマニュアル等で対策を講じられて、通常どおりや
られているのか、その辺りはいかがですか。

下瀬学校教育課長 文化系クラブについては、特に密集とか密接にならないクラブもありますし、例えばですが、吹奏楽とか密集、密接になりやすく、しかも息をしっかりと吹き込んで楽器を演奏するっていうような部活動もあります。それについてはそれぞれ部活動ごとに、ある程度のマニュアルがあります。それから、例えば、吹奏楽であれば、吹奏楽連盟等から練習の仕方等のそういう基本的なガイドラインみたいなものも下りております。コロナウイルスの発生の前は集団で練習することが多かったんですが、発生後は、主にパート練習ですね、個人的な練習を積み重ねながら極力多く集まるのは少なくしようというようなものが大きな方向性だと考えております。以上です。

吉永美子委員 先ほどの文化祭の開催について考え中の学校があるという、その考え中ということの理由が分かればお知らせくださいますか。

下瀬学校教育課長 1校ほど考慮中っていう学校ですかね。これについては、もともとバザーが中心の発表会だった。しかも、音楽祭等の発表を中心にしていたので、それについて形を変えながら、PTAバザーについては当然中止されておりますが、どういう形で参観日等ができるかを考えているという状況でございます。

山田伸幸副委員長 小学校はなかなか難しいかもしれませんが、中学校レベルですと、子供たちの意見が、そういった決定にどのように反映しているのか。もし分かっていたらお答えください。

下瀬学校教育課長 文化祭や体育祭については、特に中学校では生徒会を中心にいろんな種目を考えたり、例えば、応援を考えたり、生徒がリーダーとなって、いろんな活動を指揮していくということは多いです。種目内容についても生徒の意見を取り入れながら考慮していった点は全ての学校で行っていると考えております。

高松秀樹委員長 ほかにないですか。この際ですので、小中学校の修学旅行の現状を報告していただけますか。

下瀬学校教育課長 修学旅行につきましては、現在、校長会とも協議しながら、8月の下旬に、泊を伴う旅行については中止にしています。それから旅行先ですが、県内になっております。その中で、なかなか修学旅行については、もう実施が不可能だっという学校もございまして、中止をした学校もあります。中止をしましたが、日帰り旅行を考えている学校が中学校で3校ほどあります。小学校につきましては、日帰り旅行を考えているところと、そうではなく普通の社会見学みたいな形で実施しようとしている学校と様々です。

高松秀樹委員長 中止をした学校、日帰りが3校で、中止をした学校が何校あるんですか。

下瀬学校教育課長 先ほど小、中で分けましたが、分けずに言いますと、12校が県内の日帰り旅行を計画中です。7校が中止で、1校が検討中ということになります。

松尾数則委員 今、体育祭、文化祭、修学旅行の話がありました。私も小中学校を出て随分たつんですが、体育祭、修学旅行は、いまだに同窓会でも必ず話題になる重要な思い出になるんですね。だから、できれば体育祭なんかは是非ともやってもらいたかったと思ったんですが、随分やられてると。教育委員会としても、体育祭に立ち合わせて3密を避けるとか、そのような監視っていうのをされたんでしょうか、ちょっとお聞きしたいと。

下瀬学校教育課長 当日には、こちらから行くということはしておりません。やはり、無観客で実施しているというときに、こちらが行くということ

はありません。ただ、練習状況とか、そういう状況については事前に校長会とも協議しまして、学校を訪問した際に、その様子を見ているということはございます。以上です。

松尾数則委員 第三者、なかなか難しいところがあるんですね。どういう状況なのか、どういう状況が、ここをこうすれば3密を避けられるとか、その辺のところは何か探る手段があるような気がするんですね。だから、そうすればスポーツ大会もできるし、修学旅行も泊は駄目だっていっても、やっぱり修学旅行は泊まるから楽しいんですよ。そういうところはどこがどう違うのかちょっと分からないところがあるんで、どういう考え方でそういうことになっているかもちょっとすいませんけど。

長谷川裕教育長 議員と同じように、子供たちに豊かな体験をさせたいという思いは誰にもございます。私自身もそうです。学校長も随分悩みました。そういった中で決断をしなくてはいけない状況のときに、今、市内の状況はどうだろうかということに真剣に向かい合いました。今回、本市ではクラスターの発生や感染者の急増というふうな、ちょうどその時期に体育祭というものが計画され、実施ができなかった、又は、無観客で行わざるを得なかったという状況になった。そのときの判断として私は正しいというふうに思っております。教育委員会として運動会を本当に行きたい、私自身も見に行きたいと思いました。しかし、無観客で実施するという事の中で私が行ったら、やはり現場にもそれなりの負担を掛けるし、そういったことは避けようということから担当指導主事がおりますので、事前にそういったものの指導を加えながら現在に至っているということでございます。御理解いただけたらと思います。

長谷川知司委員 修学旅行については、やめたところもあれば、継続したいということで頑張っているところもありますが、この結論を出すに当たって、条件としてはキャンセル料の違いが出るということで学校が悩んでいるところがあるんじゃないですか。そういうところはないですか。

下瀬学校教育課長 学校のほうも一つ、この計画をするときにいつの状態で判断を下すかっていうことをすごく悩んでおりました。それから、もう子供の思い、あるいは保護者の思い、それから先ほどありましたように一生の思い出になるっていうことを十分に考えて、やはり厳しい選択をしたということがありました。キャンセル料についても、学校のほうも大きな思い出が一つ消える上に保護者の負担を強いるということについては、非常に悩みが多いところであったのが事実です。以上です。

長谷川知司委員 完全にやめたらキャンセル料は、相当額行くが、日帰りでも実施すればキャンセル料が変わるとかいうことはありませんか。

下瀬学校教育課長 キャンセル料については、何日前に幾ら掛かるというのがもう出されております。それとは別に、その旅行を考えたということで企画料というものが掛かります。現在は、直前になってやめたっていうことはございません。市内の状況あるいは県内の状況を見ながら、そのキャンセル料も考慮しながら事前に状況判断をして中止したということです。

高松秀樹委員長 今回の関連ですけど、中止したらキャンセル料が掛かりますよね。当然掛かってくるんですけど、日帰りの場合にも一定のキャンセル料が掛かるわけでしょう。掛かるんですよ。今は12校と7校で中止又は日帰りで、キャンセル料が今トータルでどのぐらい掛かっておるのかって知りたいんです。なぜかって言うと、議会も要望書としてそのキャンセル料の補助について出しておりますので、その辺の試算は恐らくされていると思うのでその総額を教えてくださいませんか。

下瀬学校教育課長 現在のところ、もともと中学校は関西の旅行でした。まず日にちを5月から9月にしました。そこでホテル代のキャンセル料が掛かった学校が1校あるんです。その後、西九州に場所を変更しました。

西九州に変更したときには、その企画料とかキャンセル料はほぼ掛からなかったんですが、西九州をやめて県内にした段階で、西九州の企画料っていうのが中学校は全て発生しております。小学校につきましては、もともと泊を伴って県内を旅行しようと思っていたが、泊をやめた関係でホテルのキャンセル料が掛かっているの学校が1校だけあります。合計で企画料それからキャンセル料を含めて、これは日帰り旅行はまだ入っておりません、今から行きますので。日帰り旅行は入っておりませんが、120万円ぐらいです。

宮本政志委員 先ほど松尾委員がおっしゃったことにちょっと関連しますが、やっぱり今の子供たちは、かわいそうですよね、全てが中止になって。市として、あるいは教育委員会として、何かしら今の修学旅行あるいは最後の体育祭あるいは運動会、そういったものができなかった子供たちに何か思い出になることを残してあげるのか。物を残してあげるのか。子供たちにやっぱり聞いていただいて、何かしてあげていただきたいと思うんですけど。その辺り、教育長、副市長いかがですか。

高松秀樹委員長 なかなか難しい質問を投げ掛けましたけど、その辺の考え方で結構ですけど。

長谷川裕教育長 本当に子供たちには寂しい思いをさせているということは、本当に胸を痛めております。私がお願いしたいことは、このコロナ禍の中であって、子供たちに自ら考えるということをしてほしい。今できること、今だからできること、今やらねばならぬこと、こういったことを子供たちにも考えてもらいたい。昨日だったかな、校長会を行いましたけれども、そういった子供たちの意見をしっかり吸い上げて、また、教育課程を編成するのは一応校長の権限ですので、そういったところでそういったものを酌み上げて思い出作りをしてほしい。加えて、そこで教育委員会が何らかの形で協力できることであれば、力になりたいというふうに思っております。

吉永美子委員 後で、その回答っていうのはやるんですけど、今、教育委員会がおられて、教育委員会として回答が出ているので聞いていいですか。この保護者の負担軽減に努めてまいりますというところで、教育委員会としましてはっていう答弁になっているので。後でおられないと思いますので、教育委員会の回答についてお聞きしたいんですが。

高松秀樹委員長 修学旅行中止の件、キャンセル料で、そちらからの回答書が出ております。その回答書の内容の話です。答弁できる方は。もう少し詳しく、そうしたら。

吉永美子委員 だから回答として「教育委員会としましては、中止により発生したキャンセル料につきまして全小中学校分を把握した上で保護者の負担軽減に努めてまいります」となっているので、お聞きしたいと思ったんです。

古川副市長 審査日程を見ると、生活と健康を守る会の要望書の回答になっておるんですけど。今のは議会の回答書になるんですが。

高松秀樹委員長 副市長が言われることは、もっともなんですけど、ちょっとここは柔軟な対応をしていただきたいなと思います。せっかく我々の手元にも回答書が来ておって、この回答のほうも別段、極端に消極的な回答になっておらないということで、吉永委員は市に対してでなく、教育委員会がこういうふうに書いておるということで、そこの説明を求めたいということで決して糾弾するって話じゃないと思いますので、その説明があれば言っていたきたいと思います。

岡原教育部長 修学旅行のキャンセル料につきましては回答に記載いたしましたとおり、教育委員会としては、どれだけ掛かったか、修学旅行の実施状況を精査した上で、これだけキャンセル料が必要ということがまとま

りましたら教育委員会としての考え方を持って、まず、財政課に相談をしながら、どれだけ負担軽減ができるのかというところを考えてまいりたいというところでございます。

伊場勇委員 スポーツ少年団と学校施設開放の件を今言ってもいいですか。教育委員会、最後なので。

高松秀樹委員長 ちょっと内容が分かりませんので、まず質疑をしてみてください。

伊場勇委員 この9月23日以降、学校施設を開放して、スポーツ少年団の活動が再開されるのかなというふうに思っているんですけど、その確認をまずしたいんですが。

高松秀樹委員長 学校施設におけるスポーツ少年団の使用についてです。

吉岡教育次長 9月23日からは、他の市の公共施設と合わせまして学校施設の開放を再開いたします。

伊場勇委員 スポーツ少年団の活動も9月23日から再開するという考えでいいですか。

吉岡教育次長 この度の利用の中止の前と同じ状態に戻るということでありますので、その中で各利用者の方にお配りしているマニュアルの中には、スポーツ少年団については各競技上部団体の活動方針に従ってくださいということでもありますので、利用していただければと思います。

伊場勇委員 グラウンドは、使用許可というか普通に遊ばれている方もいらっしゃるったり利用したりするんですけど、屋内の体育館とかが守衛の方がいらっしゃるれば貸出しができたりとか、ただ、日曜日になかなか使えな

かったりっていう状況があるように聞いたんですよ。今やはりずっと使えなくて、もし使いたい方がいらっしゃれば、今から日曜日も開放してあげて、スポーツ少年団なり、スポーツクラブなりのところで、やっぱりストレスも発散しなきゃいけないですっていうところで御検討いただけないかなというふうに思っているんですが、その点いかがですか。

吉岡教育次長 現在、学校施設の開放につきましては、平日の夜、それから土曜日及び祝日ということで行っております、日曜日につきましては開放しておりません。ただ、平日、土曜日、祝日に開放しておりますので、それに併せてシルバー人材センターに警備をお願いしておりますのでございます。もし、日曜日に学校施設を開放するということになりましたら、やはりこの警備というものも必要になりますので、人的確保が可能ということ、それから予算措置についても可能ということであれば検討をさせていただければと思います。

高松秀樹委員長 よろしいですか。それでは次に入ります。今日は教育委員会が来ていらっしゃるので、次まで行きたいと思います。次は、生活と健康を守る会から要望書が出ておりまして、この要望事項の4として市教育委員会から小学生の登下校時の日傘の使用について十分検討することという中で、もう既に回答を出していらっしゃるんですが、このことについて委員から確認の意味でお尋ねしたいことがあればお願いしたいと思います。

吉永美子委員 回答書の中に「7月初旬の校長会において、市教育委員会から、日傘の使用を一つの方法としてお示ししているところです。既に、安全面に配慮しながら、日傘の使用を行っている学校もあります」ということですが、現状で既に行っているところもあるということですが、現状をお知らせいただけたら助かります。

下瀬学校教育課長 現状ですが、この回答書を書いたのが8月末ぐらいではな

かったかなと思います。その後、気温も少し下がってきておりますので、それから増えていることはないと思いますが、これ何人がしてきたっていうのを学校が正確に把握しているわけではありませんので、大体何人ぐらいだねっていうことで、こちらのほうも学校のほうに問い合わせを聞いています。延べ人数で150人ぐらいの数ということになります、1日ですね。それで校数が10校ぐらい、中学生のほうもやってきている学校もありました。

吉永美子委員 逆にされない学校っていうのは、うちはしませんという考え方を出しておられるのであれば、その理由が分かればお知らせくださいますか。

下瀬学校教育課長 学校自体が、もうしませんというようなことはありません。呼び掛けは全校で行っておりますが、その中で実際に傘差し登校をしたという数が先ほど申し上げた数になっております。以上です。

高松秀樹委員長 ほかにありますか。よろしいですか。ここで暫時休憩をしまして、再開を1時半にいたします。それでは暫時休憩いたします。

午後0時12分 休憩

午後1時30分 再開

高松秀樹委員長 それでは委員会を再開します。今からは生活と健康を守る会からの要望書についてやりたいと思います。しかしながら、9月16日付けで、市から回答書を既にお出しになっておりますので、当初は、いろんな状況をお聞きしようかと思っていたんですが、回答書の提出後になりましたので、この回答の説明文を委員の皆さんで見ていただいて、それに対しての質疑があれば行っていこうと思っておりますが、そういう

委員会運営方法でよろしいですか、皆さん。（「はい」と呼ぶものあり）では、まず一つずつ行きましょう。要望書の項目1です。PCR検査の実施できる体制整備に市が明確な方針を持って取り組むことという部分です。回答はそこにお示ししてあるとおりの回答が出ておりますので、これに対して質問、質疑等がありましたらお願いいたします。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 最初に、午前中保留させていただいておりました質問の回答について先に説明をさせていただきます。まず、山陽小野田市内の陽性者の方61名のうち何人が現在入院されているかという御質問ですが、現時点で14名の方が入院をされております。それと61名の方の中等症だとか重症の内訳についてですが、これに関しては発症当時の区分分けしかこちらでは分りませんが、中等症の方が3名、そして軽症の方が30名、残り28名の方が無症状となっております。以上です。

高松秀樹委員長 それでは要望書1番のPCR検査について伺いたいと思いますが、これについて何かあればお願いしたいと思います。

吉永美子委員 この要望の項目の中に保健センターでの発熱外来の再開というところも書いてあるんですが、これについては、しないっていうお話があったと思うんですが、今後の展開としては、これからちょっと増えていったりとかしても県がやるので発熱外来の必要性はないということでしょうか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 発熱外来に関しましては、要するに発熱の患者が行き場が困らないような体制を組めればというふうに考えておりますので、保健センターで再開というよりかは、もう少し幅広く医療機関で見ただけの体制を取ろうというのが、現時点での考えです。

吉永美子委員 ごめんなさい。今、保健センターでのとあって、いわゆる要望

にあるけど、これ急患診療所のことでしたか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 そのように解釈して回答を作っております。

山田伸幸副委員長 今回の回答ですと、もう発熱外来は設置せずに、それぞれの
医者のところで発熱者についてPCR検査の必要があるかないかを判断
するという事によろしいのでしょうか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 そのことも含めて今、医師会と体制を協議し
ているところでございます。

山田伸幸副委員長 もし、PCR検査の検体を採取するとなると、感染の恐れ
もありますから、かなりの体制をそれぞれの医療機関が組むというか、
例えば、検体を採取する医師の方が、防護服や防護マスク等を厳重にや
って採取されると思うんですけど、そういうのを全ての医療機関がお
持ちなんのでしょうか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 全ての医療機関が、それら道具をお持ちかど
うかというのは、現時点では把握しておりませんが、もしですが、こう
いう体制を取るのであれば、そのような防護服等は市でも準備をする必
要があるというふうに考えております。

山田伸幸副委員長 特にこれから言われているように、インフルエンザの流行
期とも重なってきて、インフルエンザかCOVIDか分からないという
ことが続くと思うんですよね。そうしたときに、インフルエンザであれ
ば、看護師が検体採取ということもこれまであったんですが、そういっ
たことはなくなると考えておってよろしいのでしょうか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 看護師が検体を採ることがなくなるかという
御質問ですが、それに関しては分かりません。ただ、市内の医療機関の

先生方も、インフルエンザとコロナと同時に診療というようなことはもう十分頭に入れておられますので、その上でどういう体制を取ればいいのかを現在協議しているところでございます。

吉永美子委員 私の見間違いだったら恐縮ですが、市民病院の正面玄関に向かって左側のほうに発熱外来という入り口があったように思うんですけども、考え方はどうなっているのでしょうか。正面玄関入って左側のところで、私がたまたま市民病院に行ったら看護師さんが1人男性を連れて入って行かれていたんですが、間違っていなければ、この建物の入り口があって見たら発熱外来って書いてあったように思ってるんですがいかがですか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 詳細は市民病院でないと分からない部分もあるかと思いますが、たしか発熱外来はもともと、この感染症の前から設置されていて、病院という機能の中で感染者を分けないといけないというのはもともとあるものでございますので、感染症の疑いのある方の入り口というのはもともと作られていて、その後の検査だとかがちゃんと動線が分けられるようにはされているというふうには聞いております。

吉永美子委員 ここに書いてあります新型コロナ、その後には季節性インフルエンザ、これが重なるというこれからの心配がとてもあるんですけども、そういったインフルエンザを含めて、回答書に発熱外来を含むうんぬんってありますけども、こういったときにインフルエンザとか、いわゆる感染症のときには、市民病院の発熱外来は何かしらの役目を果たすというふうに思っていてよろしいですか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 市民病院の発熱外来の運用に関しては、市民病院に聞いていただいたほうがよろしいかと思えます。

吉永美子委員 これまで中で協議をしてこられた、市民病院と一緒にずっと、

コロナの前から。こういった発熱外来の現状なり、使い方なりとかいう
こういったところ、これまで議論したことはないんですか、コロナと関
係なくても。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 市民病院で設置してある発熱外来と貼ってあ
るところの活用について協議したことはございません。ただ、5月ごろ
に発熱外来を急患診療所のほうに設置したときには、その後の対応の中
で市民病院の協力も得るといような協議は行っております。

高松秀樹委員長 ほか、いいですか。（「はい」と呼ぶものあり）2番目の項
に入ります。2番目の項は、市が独自に、クラスター等が起こったとき
の対象家族や全生徒や教職員へのPCR検査を行うことというふうな要
望が出ておって、もう執行部は既に回答をしております。回答内容は、
市が独自に行うことは現時点では考えておりませんというところと思う
んですが、これについてお聞きになりたいことがあれば、挙手の上。

山田伸幸副委員長 これは先ほど生活と健康を守る会の方も言っておられたん
ですが、現在の行政検査の在り方が厚生労働省のほうでかなりその考え
方を変えて、もっと幅広くPCR検査を各市町村単位で行っていくとい
う方向を示しているんですが、この回答だと以前の考え方だと思うん
ですが、これは厚生労働省の現在の考え方に沿った回答だと考えていい
んでしょうか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 厚生労働省のほうもかなり緩和はされてお
りますが、医師が必要と判断したものというふうなうたいは変更がないと
いうふうに解釈しております。その辺を踏まえれば、そこの厚労省が出
しているものを踏まえた回答とさせていただいて結構でございます。

高松秀樹委員長 いいですか。次に3番目ですね、市の職員に対してPCR検
査を実施してくださいという要望です。「考えておりません」という

答えがありますけど、これに対しての御意見等がありましたらお願いします。

山田伸幸副委員長 この問題は、市民の方の不安がやはり相当広がっているんですね。市役所に行かなくちゃいけないけれど、本当に万全な体制で行かなくちゃいけない。常にそうなんです。やはり入り口でアルコール消毒等もしておられますけれど、中に入って見たらすごく密なんですよ。先日も言いましたけど、特に福祉事務所の密度は非常にひどいものがあるというふうに思うんですが、そういった中でもなぜこれほどまでにPCR検査を実施しないということを決めているのか私は理解できないんです。なぜそこまであんなに密な状況の中でも、しかも感染が広がって行って、いろいろな市民と接触しておられるのにPCR検査をされないのか。お答えいただきたいんですが。

辻村総務部次長兼人事課長 一般質問でもございましたけれども、職員についてのみというところでの対応でいいのかというところですね。この要望に書いてありますように、病院、学校、保健所、保育所とか、そういった施設が民間にも当然あります。そういった方と接触するというところでは、市民の不安は市役所だけじゃなくて多くの方、どちらかと言えば、いろんな職場でもあるというところを考えれば、市の職員だけを検査するという、予算も当然伴いますので、それは今ところ考えていないということです。（「理由を説明して」と発言する者あり）

高松秀樹委員長 意見がある方は、副委員長、マイクを通して。どうぞ。

山田伸幸副委員長 今のそれは理由じゃないですよ。市の職員には必要ないという理由じゃないですよ。その理由を説明してください。

辻村総務部次長兼人事課長 市の職員に対してのみというところ、PCR検査の要否、するにこしたことはないと思いますけれども、職員だけに対し

てするという考え方は今のところないというところでは。

山田伸幸副委員長　それと3密の回避と言いつつ、全然そういう状況にはないですね。先日の回答では、耐震が先で耐震が終わった後というふうな話ですけど、今かなりの流行があって、市内に感染が広がっている中でもずっとあの体制でした。やはりそういった意味では市のほうに危機感が乏しいのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。危機感はないですか。

辻村総務部次長兼人事課長　御指摘のように1階部分については、職員が密集しているところも当然あります。その辺につきましては、当然マスク等の着用、こういった基本的なところもしますし、必要であれば仕切りとか、現時点ではそういう形での対応で。ただし、職員についても感染防止意識というのは当然持っていていただく。これを啓発しながら感染防止には努めていきたいと思っております。

高松秀樹委員長　ほかにないですか。なければ次に行きます。次は、5番目です。議員と執行部参与には市が独自にPCR検査を実施し、安心して議会活動が行えるように保証することというふうな要望書に対して、予算を伴う検査を議員及び市職員に対してのみ実施する予定はありませんという回答を頂いております。どうですか。よろしいですか。この回答に関してうんぬんっていう話じゃないんですね。これを見て意見があれば意見を頂こうというスタンスですので、これを言うたからって差し出した回答がすぐ変わるという話でもないと思いますので、そこはよく、また後日、我々が吟味しながら再要望するかどうか決めていきますけど、今の状況をこの状況っていうのをお間違いのないようにしてください。なければ次の6番目ですね。6番目の前に職員の入替えが必要ということで、ここで休憩して、55分でいいですか、再開。暫時休憩して55分に再開いたします。それでは休憩いたします。

午後 1 時 4 6 分 休憩

午後 1 時 5 5 分 再開

高松秀樹委員長 それでは委員会を再開いたします。次は要望書の項目 6 番目になります。内容は、高齢者世帯等に対する電気代やエアコンの修理代に充てる夏季手当等の支給を行うことということで回答もっております。この回答について、お聞きしたいことがあれば挙手の上、発言をお願いします。

吉永美子委員 分かれば教えていただきたいんですが、このコロナの時期に、かつ、ステイホームがある関係でエアコンを使わないといけない。エアコンを使うということは電気代が掛かる。非課税等の所得があまり高くない、また年金が高くない方にとって大きな負担になるってところで、全国的な自治体の中でこういった一時的なものでも非課税世帯等に何かしらのコロナに関してのこういった対策に手当等々の何かしらの支援策をしているところはないでしょうか。

麻野高齢福祉課長 全国的にこのような補助と申しますか、夏季手当と申しますか、そういうのをしておる自治体についてですけれども、インターネットで調べた範囲になるんですけれども、東京の荒川区とか、狛江市、あるいは前橋市とか、エアコンの設置についての補助をしておるところは、私の調べた範囲では 5、6 個ぐらいあります。電気代の補助につきましては、大阪府の松原市というところがして 1 か所だけ出てきております。

吉永美子委員 市民からの相談として今、エアコンを設置するための補助を出してたりとかするところもあるというお話でしたが、そういった費用が大変でといった相談は入っていませんか。

麻野高齢福祉課長 高齢福祉課につきましてはそのような相談は、ございません。

岡村障害福祉課長 障害福祉課に関しましてもそのような御相談は、今のところ入っておりません。

山田伸幸副委員長 この回答の中にケアマネジャーが自宅を訪問した場合というふうに書かれているんですが、ケアマネジャーが高齢者宅等を訪問するのは大体どういう頻度なんでしょうか。

荒川高齢福祉課課長補佐 ケアマネジャーは、最低月に1回は居宅を訪問することというふうに定められておりますし、要支援の方に関しましては、最低3か月に1回は訪問するというふうに決まっております。以上です。

山田伸幸副委員長 その際に、夏の酷暑の中で実際にお年寄りがエアコンがあってもつけていないというそういう事例は存在していたんでしょうか。

荒川高齢福祉課課長補佐 確かに、エアコンがあっても使用せずに扇風機ですとか、窓を開けるなどで対応されている方がいらっしゃるというお話は聞いております。

山田伸幸副委員長 健康状態の把握の中で、やはりこの夏にエアコンを使わないというのはかなり生きていく力を失わせていくのではないかなと思うんですよね。当然、汗も出ますし、発熱したりして、かなり状態を悪化させるきっかけになりはしないかと心配するわけですが、その点でのケアマネジャーの指導はどうなっているんでしょうか。

荒川高齢福祉課課長補佐 ケアマネジャーに対しましては、熱中症対策というのは毎年指導というか説明を行っておりまして、ケアマネジャーが居宅を訪問した際には、熱中症予防の観点から水分補給でしたり、エアコン

がついてない家庭に関してはエアコンをつけるような指導というか、注意喚起などを行っていただいているところです。

高松秀樹委員長 はい、よろしいですか。（「はい」と呼ぶものあり）それでは7番目ですね、生活保護世帯において、エアコンについての市独自の夏季加算を行ってくださいという要望についての回答を頂いてます。これについて意見があればお願いします。

吉永美子委員 これについての国の考えと経緯を教えてくださいなのですが、冬季加算については存在しておりますよね。だから、冬季加算は存在して、夏季加算をやめた理由等、考え方、そしてまた今現在国として、こういったコロナに関してエアコンを使わなければ本当にとってもじゃないけど大変って言った、もともと熱中症とかいう大変なところを、今回もそういったコロナウイルスにより在宅が多くなったっていうところがあるわけですが、夏季加算について今、国として何らかしらの考え方が示されているのかどうか、その点をお聞かせくださいますか。

壹岐社会福祉課主査兼生活保護係長 国のほうでも夏季加算の仕組みについて検討されたというふうな情報ありますけれども、その結果、現在のところは必要ないという判断をされておるようです。

吉永美子委員 お答えが簡単だったんですけど。これが廃止になっているわけでしょう、冬季が残って。だから夏季をなぜ廃止をしたのか。そういった国の考え、経緯ですね、必要がないと判断されたっていうところがちょっと分からないので是非教えていただきたい。

壹岐社会福祉課主査兼生活保護係長 過去に夏季加算を国が認めていて廃止した理由については確認できておりませんが、国においても毎年、生活保護者世帯に対して家計調査をしております。たまたま今年度、山陽小野田市は当たっておりまして対応しているんですけども、そうい

った家計調査の結果をもって、冬季に比べて夏季のほうの光熱水費の負担が少ないというふうな判断をしたのではないかなと思っております。

吉永美子委員 繰り返しになるかもしれませんが、家計調査をした。これまでは低かったけれども、今のこの現状の中で本当に気温が上がってますよね。以前と随分違うっていうことは皆さんよく当然ながら御存じのところ、改めて、夏季加算について国が家計調査をした中で、やはり冬季と同じぐらい夏も掛かっているっていうところの話等は出てきてないんですか。

壹岐社会福祉課主査兼生活保護係長 そういう話は出てきておりませんし、例えば、エアコンを考えましても、夏季の電気料と冬季の電気料を比べますと、冬季のほうが2倍なんですね。そういったこともあるんだろうと思います。いずれにしても、家計調査の結果、冬季に比べて夏季の光熱水費は掛かっていないというふうな判断だろうと思います。

山田伸幸副委員長 そのように言われますけれど、今、エアコンがあってもつけられない人が多いという中で、電気代は上がりようがないですよ。そういったことも考慮されているんでしょうか。

岩佐福祉部次長兼社会福祉課長 先ほどうちの壹岐が申し上げたとおり、生活保護の家計調査を今年度予算化させていただいて当市でやっております。基本的にそのようなものをもって、国において生活保護法の第8条により決めておりますので、一律に市として独自のということは今のところ考えていないところが現状でございます。

宮本政志委員 廃止されたときの夏季手当の額と、今のこの冬季加算の額って分かりますか。

壹岐社会福祉課主査兼生活保護係長 廃止されたのはかなり前だろうと。10

年以上前だろうと思います。当時の夏季加算の額は分かりかねますが、現在の冬季加算の額は、単身世帯で言いますと1か月2,630円です。期間は11月から3月までの5か月間支給しております。

宮本政志委員　そうすると、10年ぐらい前にこの夏季手当がなくなった時点よりも基本的には、やっぱり生活保護費全体は上がっているものなんですか。

壹岐社会福祉課主査兼生活保護係長　生活保護費につきましては、大きな見直しは5年おきにありまして、物価の変動等を考えまして毎年毎年、基準額というのは変わっております。最近の傾向で言いますと、消費税もありましたけれども若干、保護費は上がっている状況であります。それと、先ほどちょっとありました市独自の夏季加算はどうかという話なんですけれども、恐らく、これも推測になるんですけども、市独自で夏季加算を支給した場合、恐らく国は収入認定をしろというふうなことになると思います。となれば実質は、例えば2,000円渡しても、2,000円ほど保護費が減らされるという状況になりますので、実質的には、あまりメリットがないのかなというふうに思っております。

高松秀樹委員長　そういうことを聞きたかったんです。

山田伸幸副委員長　今年、猛暑の中でしたが、本市で今、生活保護を受給されている方で熱中症によって救急車で運ばれたという事例はあったでしょうか。

壹岐社会福祉課主査兼生活保護係長　今年につきましては聞いておりません。ないと思っております。

山田伸幸副委員長　では前年とか前々年とかはどうなんですか。

壹岐社会福祉課主査兼生活保護係長 私、昨年この係に来たんですけども、昨年もそういった話は私の耳に入ってきておりませんので、いなかったと思っております。

吉永美子委員 ちょっと確認させてください。生活保護世帯の中でエアコンをいわゆる未設置っていうのがどのぐらいおられるかっていうのは、きちんと把握されているんでしょうか。

壹岐社会福祉課主査兼生活保護係長 大変申し訳ございません。現時点で把握しておりませんが、そういう話がありましたら貸付制度がありますので、そういった御案内をさせていただいております。

藤岡修美委員 PCR検査についての執行部の考えを聞きたいんですが、戻ってもいいですか。要望の項目の3と5に関わるかも。

高松秀樹委員長 最後にそうしようと思っておりましたのでいいですよ。

藤岡修美委員 市の職員あるいは議員に対してPCR検査をする意向がないっていうことでした。PCR検査によって陰性が出れば確かに皆さん安心だと思えるんですけども、陰性と確認できた効果というか、定期的にPCR検査を実施してほしいという、市の職員が、そういう要望もあったんですけど。1回検査して安心を得たからって、その安心がいつまで続くのか。その安心を得続けようと思ったらPCR検査の頻度というかどの程度やっていく必要があるのか。その辺、執行部の考えを聞かせください。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 ただいま御質問いただきましたPCR検査の結果については、その検体を採取したときに陰性か陽性かというような判断をするものですので、極端な話、その次の日に感染者と会って感染すれば陽転するということです。ですから、効果という捉え方は分かり

ませんが、本当に毎日陰性を確認したいということであれば、かなりの頻度でやらないといけないということにはなると思います。

藤岡修美委員 コロナ感染を考えたときの費用対効果としてPCR検査というのはそれほど高くないと考えていいんですか。やればやるほどお金が掛かっちゃうような気もするんですけど。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 人々の不安と費用対効果をどう量るかというのは非常に難しい問題と思いますが、例えばですが、一時期、高齢者施設だとか、その職員とかにPCR検査をしたほうがというようなことが上がったときに、障害者施設の職員と入所者ということですごく大ざっぱな計算をしたときには、1回すれば大体1回6,000万円ぐらい費用を要する。じゃあ、これを例えば3日に1回すれば、掛けるというような費用が掛かります。で、その効果をどう量るかというのは難しいですけれども、例えば市の職員に置き換えたときに、一度、例えば、陰性になったとしても行っていくことは同じだと考えております。基本は感染症対策、たとえ陰性になってもしっかりとした感染対策を行っていかないといけないということであれば、決してPCRが陰性だったから、その後何もしないでフリーで生活できるというわけではない。その辺を鑑みれば、果たして全員にする必要があるのかなというところは原課としては考えております。

山田伸幸副委員長 先日、山陽小野田市の61例目で出た例で、訪問介護事業者の方でしたが、どうも話に聞くと、かなり万全な体制で訪問された。それでも感染したというふうな話を聞いております。どこまでやれば万全かというふうな話にもなるんですけど。しかしながら、そういった訪問事業者の皆さんの心理的圧迫、実際に訪問をしておられる方から出たということで、かなり危機感が広がって、今まで以上に緊張感が今高まっているというふうに聞いております。実は私の家族の中に訪問看護をしておる者がおまして、もう本当、そのことを考えたら夜が眠れな

くなると、こういうふうに言っております。実際に山陽小野田市でもたくさんの方が訪問に出られておりますし、市職員の方も出ておられ、先ほど言われたようにケアマネジャーだとか、保健師の皆さんも訪問とかされておりますので、もう本当に大変だと思うんですが、そういった事例が出たときに山陽小野田市として何か対応されたのでしょうか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 まず、事例が起きたときの対応、市職員の中では今のところまで陽性者は発生しておりませんので、陽性者が出たときの対応というのは特に行っておりません。

山田伸幸副委員長 いや、訪問事業者の中でそういった陽性者が出たということで、市として、例えば、ほかの訪問事業者さんにそういった、これまで以上の対応をなさいますよとか、そういったこと、あるいは庁内で訪問に出掛けられる職員に対して、何らかの注意は実際に行われたかどうか。その点いかがでしょうか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 健康増進課にしても高齢福祉課、障害福祉課にしても訪問等を行います。その職員に関しては、かなりきっちりしたマニュアルを作成して感染対策を徹底して出るような形を取っております。

高松秀樹委員長 藤岡委員からありましたけども、この際ですので今出席されておる担当課、健康増進課、人事課、総務課、高齢福祉課、障害福祉課、社会福祉課についてコロナの関係について何か質疑があれば、この際ですので認めたいと思いますので、よろしくお願ひします。質疑については簡単明瞭にしてください。答弁についても簡単明瞭に答弁していただければ結構です。

宮本政志委員 PCR検査、どんどん拡大っていうのはちょっと私も否定的なんですけども、例えば、自己負担でも全額自己負担で受けたいというこ

とに関して、例えば県の方向性とか市の方向性っていうのは。分かる範囲で構いませんので。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 方向性に対する回答にはならないかもしれませんが、先日、県に確認したところ、県も、県内で自己負担でPCR検査を行っているところは把握していないということでした。

宮本政志委員 それが広がっていくっていう可能性ももう分からないということですか。広がっていくっていうか、そういう体制ができるっていうことも全然分かりませんか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 自費でPCR検査をといる、そこについては申し訳ございません。把握できません。

山田伸幸副委員長 先ほど生活と健康を守る会の方が言っておられたんですが、窓口には確かにシールドがあるけれど、相談室は密室であるし、フリーではないかという話がありました。その点は実際に密室で、しかもシールドも設置されてない相談室となっておりますか。

岩佐福祉部次長兼社会福祉課長 相談については社会福祉課が面接室を使いますので、私から回答させていただきます。確かに委員言われるとおり、相談室の中にはシールド等は現在のところ設置していないところでございます。しかしながら来られた方に一々御質問をして体調はいかがなものかということをお聞きしながら、非接触型の体温計で体温を測りながら、どなたと対応したということをもって記録には残しておるところでございます。

高松秀樹委員長 ほかよろしいですか。最後、私から。今日は総務課長も総務部長もいらっしゃるので、もうお話をお聞きになっていると思いますけれども、市民の方が代表電話にコロナについて聞きたいという申出をした

ときになかなかうまいこと対応ができてなかった。マニュアルの問題じゃないかという指摘を頂いたんですが、今現在どういった感じのマニュアルになっていますか。

田尾総務課長 電話交換及びその周辺の職員に、まずは県の一本化された窓口の電話番号、それから各質問に対する関係機関の電話番号一覧を渡してそちらのほうに御案内するように一覧表としてお渡ししておりますので、恐らくこういった委員会であったり、対策本部があったときに、私どもが総出でそちらのほうに対応しておったときに、たまたま留守番の職員に掛かってきた電話でちょっと不備があったかなというような感じを受けておるんですが、そういった対策はきちっとしておりますので、全部が全部そういったことでないということは御理解していただきたいというふうには思っています。

高松秀樹委員長 市民がコロナのことで心配で電話を掛けてこられているので、その対応をしっかりとしてほしいと。今回の例を今、田尾課長が言われたように、総務の人間がみんな出払っていたという状況もあったということで、なかなかうまい具合に対応できなかったというのがありますので、そこはしっかりと対応して、さらに県の番号を言われたというふうな話もあって、市に電話を掛けているのに何で県の電話番号を言われるんだっていうふうな話もあったんですけど、私のほうも聞いただけの話なんで、その後の対応についてはしっかりと執行部のほうで、またやってほしいと思います。そのほか何かありますか。なければ、ここで、まだ次の項目もありますので職員入替えのため休憩します。14時25分再開します。

午後2時16分 休憩

午後2時25分 再開

高松秀樹委員長 それでは委員会を再開します。次は商工労働課、市制度融資のコロナ関係分の状況について、プラスその他でいきたいと思います。まず、制度融資の状況についてお願いします。

村田商工労働課長 まず、市の融資制度につきましては、コロナウイルス感染症拡大への対策といたしまして、3月から6月末まで融資の取扱いを一部変更して実施してまいりました。内容としましては、通常、当制度の融資は重複して利用することができませんでしたが、1,000万円を限度として、重複して何回でも利用できるようにしていました。また、審査会も月2回ですが、コロナ対策の場合は状況に応じて随時開催することとしておりました。融資件数ですが、4月からこの6月末までが5件、うち1件がコロナの影響を受けて申し込まれた事業者です。7月から現在までが2件となっています。コロナの影響を受けられた事業者はありません。ですから4月から現在までの合計は7件ということになります。本市の制度融資が少ない要因といたしましては、国の制度により日本政策金融公庫が実質無利子の制度を実施していることや、民間金融機関においても、国、県の制度により実質無利子の制度を実施しているためでございます。実質無利子とは、県、国が利子相当額を補助するといったものです。現在、多くの事業者がこの制度によって融資を受けている状況です。説明は以上になります。

高松秀樹委員長 ということは、コロナ関係の融資は7件中1件ほどあったということで、今説明があったように信用保証協会付きにしても制度融資を通さないでプロパーか政策金融公庫の融資で行っておる状況であるということですね。これに対して何か質問等があれば。

吉永美子委員 せっかく御報告いただいたので、国の制度や民間の金融機関の制度っていうか、無利子っていうところを使われて多くの事業者がっておっしゃってたんですけど、山陽小野田市ではどれぐらいの業者が使っておられるか分かるんでしょうか。

村田商工労働課長 県制度につきましては県に問い合わせたんですが、市ごとは把握しておられませんでした。県全体で現在8,792件だそうです。

高松秀樹委員長 県関係。（「県全体で」と呼ぶ者あり）政策金融公庫って会議所から情報を得てないですか。

村田商工労働課長 政策金融公庫は直接申込みになりますので、政策金融公庫のほうには確認しておりません。

高松秀樹委員長 恐らく相当数申込みがあったと思います。本当は市の制度融資をうまくいとして使ってもらいたかったんですけど、使い勝手が悪いのか、そういう金利の問題もあるんですね、そこを柔軟に対応してほしいかったけど、ちょっとそれができなかったということです。

宮本政志委員 先ほど、政策金融公庫とか県の保証協会ですよ、2年から3年据え置き、無利子とか、そういう融資を使っている場合でも当然今返済はありませんよと。そういう場合でもこの市の制度は併用して使えるんですかね。

村田商工労働課長 併用して使うことはできます。

宮本政志委員 それは影響するんですか。その返済は2年ないし3年、今はありませんと。つまり2年か3年後から始まりますと。その市のほうの融資制度の審査っていうかな、そういったものにはそんなに影響はないですか。

村田商工労働課長 融資をそれだけ数多く受けられていたら、この判断は銀行、信用保証協会になりますので、借入れの額がどれぐらいあるかっていうことも加味して融資の審査をされると思います。

山田伸幸副委員長 では今、市から出している出捐金はどれぐらいの額に上っているのでしょうか。

村田商工労働課長 手元に資料はないんですが、出捐金はないです。市の融資制度に対して金融機関に預託をしております。預託金が1億9,000万円です。

高松秀樹委員長 ほかいいですか、この件。そのほかの件の報告があれば商工労働課から。

村田商工労働課長 まず事業継続給付金、コロナ感染症拡大によって売上げが減少した事業者に対しまして20万円を給付するという事業の事業実績につきまして、御報告させていただきます。8月の委員会の際に7月31日現在の状況を報告いたしました。最終的な件数といたしまして、申請件数が1,193件、支給件数が1,175件、金額が2億3,500万円となりました。説明は以上でございます。

高松秀樹委員長 当初の想定より若干少ない。2,300社の予算立てでした。

長谷川知司委員 今回の件で申請数と交付、つまり実際の実績件数が違うのはどういう理由が主でしたか。

村田商工労働課長 18件ほど違うんですが、理由といたしましては、税の滞納若しくは要件よりも売上げが落ちていなかったという理由でございます。

山田伸幸副委員長 業種では、こういった業種が多かったですか。業種別で分かっておりますか。

村田商工労働課長 建設業関係が割合で25.2%、飲食関係、飲食店とか小売とか食料品の製造関係が19.9%、飲食以外の小売が10.4%、理容・美容が7.8%、主なところはそういうふうになっております。

高松秀樹委員長 前回の資料と順番は変わってないですね。ほかはいいですか。執行部、そのほかの説明は。

村田商工労働課長 それではお手元に資料をお配りしていますが、西部石油の定期整備工事の実施についてということで、お手元の資料で定期整備工事実施の御連絡という資料を御覧ください。この文書は、西部石油がホームページに掲載しておられる定期整備工事のお知らせです。9月1日火曜日に商工労働課職員2名が西部石油を訪問いたしまして、定期整備工事のコロナウイルス感染予防対策の確認、現地視察を行ってまいりました。構内に入って仮設の施設などのコロナウイルス感染の予防対策を確認しましたが、感想といたしましては、私たちが想像したより、かなり万全に行っておられるという印象を受けました。この概要につきましては、簡単に資料に沿って御説明させていただきます。まずは、1、定期整備工事の実施期間ですが、実施期間は8月27日から10月20日までの予定となっております。先日の委員会の際に、工事の準備で業者の方が27日より以前に作業しておられるのではないかと御質問をいただきました。確認しましたところ、2日前の25日から準備のために入って来られた業者もいらっしゃるということですが、この入構に当たっても検温などの対策はしておられたということです。2番の主な工事内容ですが、定期整備工事は、高圧ガス保安法、消防法等の法令により定められたもので、整備の安全性の確保、向上のための工事です。3番の工事動員数、工事車両数ですが、工事動員数は1日平均2,300人、最大で3,000人を超える人数となっております。工事車両数は1日約520台です。4番の新型コロナウイルス感染予防対策ですが、①毎日検温による体調管理を実施、②サーモカメラによる入構時の検温実施、③発熱が確認された場合は入構禁止、宿泊先待機とありますが、構内の

5か所において到着と同時に全員検温されておられます。3ページの写真を御覧ください。写真にありますとおり、広い仮設の施設にタブレットを設置して、事前に顔認証の登録をされてのぞき込むだけでその人の毎日の体温が記録されるようになっていきます。これは西部石油が行っていただけますが、このほかにも事業者ごとに毎朝、さらに自分たちで検温したものも記録されておられます。また、発熱があった場合はすぐにその人を隔離して待機することができるよう体制を整備しておられます。今のところ発熱者はいないということです。続きまして、勤務中の予防対策ですが、マスクの着用、こまめな除菌と清掃の実施、多人数となる会議は原則中止、ネット会議を推奨とありますが、基本的な感染予防はしっかりと実施しておられます。また、今までの定期整備工事では、朝礼などを実施しておられましたが、この度はネット会議、メールでのお知らせにして密を避けておられます。執務場所は、対人距離をおおむね2メートル確保。困難な場合にはパーティション設置とありますが、3ページの写真にありますとおり、全ての事業所でこのような対策が取られておりました。⑤の3密を避ける施設対策の実施等ですが、この度、事業所の仮設事務所でも距離を取るため、通常の仮設施設よりも面積の大きなものにされ、換気扇も複数設置されているものになっています。また、手洗場も2倍の数に増やしているとのこと。次のページを御覧ください。その他の対策としましては、通勤は公共交通機関を使用せず、自家用車などの利用を推奨され、朝の混雑を避けるため入構の時間を6時からとしておられます。また、3密となる場所への出入りの自粛ということで、前回も御説明いたしましたとおり、宿泊先の対応といたしまして、夕食は極力、宿泊先内か弁当にすること。遊興娯楽施設への出入りを控えるよう繰り返しアナウンスしておられるとのこと。感染者又は感染が疑われる場合の対応につきましては、もし、そのような事態がありましたら宇部健康福祉センターに連絡して指示に従うとのこと。その他といたしまして、コロナウイルス感染予防対策、交通ルールなどのマナーにつきましては、初めて入構される際に研修を実施しておられます。最後になりますが、コロナの対策とは関係ありませんが、

日々の業者さんのお弁当は市内の業者さんを利用していただいております。以上が報告となります。

高松秀樹委員長 西部石油まで行かれて現地を確認されたということで、誠にお疲れ様です。この件に関して委員から質問等がありますか。

長谷川知司委員 私は自分の関係で毎朝車が通るのを見とるんですけど、先ほど言いました交通ルール、携帯電話を見ながら運転している運転手の方がすごく多いです。これは本当に研修したのかなどうなのかなと思います。

村田商工労働課長 そのことは西部石油の方にお伝えしたいと思います。

長谷川知司委員 会社名と番号も私は覚えてます。何台も見ます。もし必要があれば言ってください。それから弁当は市内ということですけど、当然エール弁当で商工会議所を通して、ほとんどの業者が行くようにしとるんですか。

村田商工労働課長 商工会議所に御協力を頂いて、リストを提出していただいております。

長谷川知司委員 その実績がどうなのかということで、今後もっと種類が欲しいとかそういうのがあれば仲介して、より市内の業者が潤うようにされるといいかと思います。それと、宿泊先も市内をあっせんされているかどうかお聞きします。

村田商工労働課長 山陽小野田市と宇部市で宿泊されているとお聞きしております。

長谷川知司委員 それも実績を確認されて、市内にできるだけ泊まっていた

くように。

山田伸幸副委員長 先日私も7時ごろから10分間ぐらいですけども、私が見たところは竜王中学校の下のところだったんですけど、10分間ぐらいで、すぐ理科大のところの交差点ですごく車が詰まってしまって、西の浜の酒屋の交差点ぐらいまでずっと大渋滞になっているんですね。その原因はやはり生活道路に入っていったいないというのがあろうかと思うんですが、ナンバーを見てみたら、岡山とか九州系が非常に多いなと感じているんですけど、その辺の分布とかはお聞きになっていらっしゃいますか。

村田商工労働課長 すいません。県外のどこから来たっていうところまでは、把握しておりません。ほとんどが県外ということは聞いております。

宮本政志委員 これだけの対応をしていらっしゃいますよっていうことを市として、市民の方々の不安の払拭のため、何か広報とかホームページとか掲載はしていらっしゃるんですかね。

河口経済部長 そういう定期修理があるということで、いろんな企業の方とお話する中で、各企業によってホームページで掲載をお願いしておりますので、市として広報、ホームページで掲載する考えは持っておりません。

宮本政志委員 できれば、やっぱり全国いろんなところから来られた方々が悪く見られるっていうのは問題があるなと思うんですよ。だから、これだけ企業の方も努力していらっしゃいますよっていうことを市民の方が知れば、そうかっていうふうになると思うんで、何らかの施策を取っていただきたいなと思うんですけど、いかがでしょう。

河口経済部長 今は特別な時期ということではありますが、当然そこも本当は

考えておったんです。ただ、全ての企業をお示しすることもできませんので、宮本委員の言われることは重々分かりますけども、今は、企業のホームページで表示をしていただくことを全てのところをお願いしております。

高松秀樹委員長 行政のホームページに民間企業のうんぬんというのはなかなか難しいと思います。しかし、商工会議所の会員でもあるはずなので、商工会議所とも協議しながら、例えば商工会議所のホームページに掲載できるかどうかというところは1回当たってみてください。ほか、いいですか。商工労働課の報告は以上ですよ。委員から、これ以外のコロナ分について商工労働課にお聞きになりたいことがあればお願いいたします。

吉永美子委員 2点お聞きいたします。まず1点目ですが、先日の委員会で申し上げた県の新型コロナウイルス対策取組宣言飲食店の応援ということで、そこは飲食店だけであって、そこをもっとソーシャルディスタンスを実際そうなかなか取れない業種もほかにあるわけです。そんな中で新型コロナウイルス対策を頑張っておられる事業所もあるわけですので、飲食店に限らずというところの県の考え方はどうなのかっていうことと、県がその考えがなければ市としてはどうなのかっていうところを聞かせていただきました。考え方ですね。それともう1点は、いよいよ始まりますスマイルチケットについて、もう店舗にはこういうシールが貼ってありますが、現実には市民の手元になかなか届いてないと思います。この2点の実態をお知らせください。

村田商工労働課長 まず、スマイルチケットなんですが、現状といたしましては、大変申し訳ないんですが、1週間程度遅れております。通常であれば、今頃、郵便局から発送する予定だったんですが、ちょっと1週間遅れてしまいまして、9月の下旬から随時、市民の方にお配りする予定にしております。これ以上遅れることはもうないと思っております。

高松秀樹委員長 遅れた理由って何かあるんですか。

河口経済部長 うちが発注しました発送する封筒の関係で、ちょっと薄くなっておって、ちょっと個人情報が見えたりすることがありました。それはいけないということで、そこを補修するのに少しちょっと時間が掛かってしまったということでございます。

高松秀樹委員長 封筒が薄いから中が見えるということに気がついたと。

河口経済部長 出してからでは遅いので、早く気が付いて良かったと思っておりますが、大変申し訳ありませんでした。

高松秀樹委員長 早急に皆様のお手元に届くようにしてください。で、もう1点何かあったね。飲食店以外の話。

河口経済部長 飲食店、今皆さん大変な思いをされていると思ひまして、県も安全宣言ということで、全ての感染症予防をしているところを宣言していただいてということで、県からもその後、この委員会後に、この辺の周知をお願いしたいということで通知がありましたので、市としてもそれに取り組んで、両商工会議所と一緒にあって飲食店の方にもお伝えするような形をしております。後は、市としてはどうかということでございますが、これは後ほどまた説明があると思ひますけども、市としてもこの安全宣言については対応していこうということで、いろんな申請と申しますか届出を出していただいてということで今段取りをしているところでございます。

吉永美子委員 答弁が不足しています。飲食店で現実には、コロナの発生、クラスターとかなると、やっぱりマスクをしてないとか、人がいっぱいいたとか、換気が悪いとか、どうしても飲食店に関わる人が多いかと思

いますが、以前の委員会でも申し上げましたように、やはりソーシャルディスタンスが取れない。そんな中で仕事をしないといけない業者があるわけですよ。そういったところが本当にコロナ対策、感染症対策を一生懸命頑張りながら営業されているという実態が山陽小野田市の中であるところで、飲食店以外のところに対してもそういった宣言をされることによって、より利用者が安心してそこを使っていたらいいというところがあるわけですが、ほかの業種については考えませんかというのを申し上げました。

河口経済部長 今まず、飲食店が大変だということでありましたので、その後、今、全ての業種に対してどういうふうにしていくか、そういう安全宣言についても含めて、今進めていこうと考えておるところでございます。

山田伸幸副委員長 スマイルチケットの取扱店舗はどのぐらいに広がったですか。

村田商工労働課長 現時点で479店になりました。

高松秀樹委員長 いいですか。はい、これで商工分を終わり、職員入れ換えのため、55分に再開します。それでは暫時休憩いたします。

午後2時46分 休憩

午後2時55分 再開

高松秀樹委員長 委員会を再開します。山陽小野田市新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言飲食店応援制度についての説明をお願いします。

河上環境課長 山陽小野田市新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言飲食店応援制度について御説明を申し上げます。お配りしております資料に基

づいて説明をさせていただきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。まず、資料の1ページを御覧ください。本事業の目的は、山陽小野田市内の飲食店舗での新型コロナウイルスの感染を防止するためには、飲食店での感染防止対策の徹底が重要であります。そのため、飲食店で実施すべき感染防止対策の周知を行ってまいりたいというふうに考えております。また、この感染防止対策に取り組んでいただく飲食店を広く紹介し、安心して利用できる飲食店であることを利用者にお知らせをし、利用者の信頼の確保と飲食店の事業が継続できる環境作りを推進することを目的としております。事業内容につきましては、まず、感染防止の取組を記した山陽小野田市新型コロナウイルス感染対策チェックシートにより感染防止対策を実施していただくように周知をいたします。感染防止対策の取組内容につきましては、お配りをしております資料の3ページから6ページを御参照ください。本チェックシートの取組項目につきましては、内閣府が業種別で紹介しております一般社団法人日本フードサービス協会、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会が作成されました新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づく外食業の事業継続のためのガイドライン、また、スナック、バー、キャバレーなどの業種の店舗で組織されます全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会が作成されました新型コロナウイルス感染症対策マニュアルを基に案を作成いたしまして、その案を小野田料飲店組合の役員の皆さんと協議をさせていただいて作成したものとなります。そして、この感染防止対策に取り組まれる店舗に対しまして、感染防止対策に取り組んでいる店舗であることが利用者、お客様に分かるように、店舗の店先等に貼れるような別紙1、カラー刷りのものになりますけれども、スマイルステッカーを配布させていただく事業となります。本事業の主催につきましては、山陽小野田市としておりますけれども、小野田、山陽両商工会議所、そして、小野田料飲店組合と一体となって取り組んでいく事業となります。事業対象につきましては、市内全ての飲食店といたしますけれども、この中で特に大きな影響を受けておられます日の出地域の店舗を優先的に周知活動等に取り組んでまいりたいと考えております。資料の2ページ

をお開きください。日の出地区の周知活動につきましては、9月15日から開始しております。市の職員、小野田商工会議所、小野田料飲店組合が店舗への訪問等によって行っております。また、山陽地区につきましても、山陽商工会議所が主導で早々に周知活動に取り組んでいただけると聞いておりますので、本事業のチラシや実施要領、申込書に当たる宣言書等の一式をお預けしているところでございます。また、感染防止対策に取り組むと宣言していただいた店舗につきましては、店舗にまたお伺いをさせていただき、取組内容を現地で確認させていただいた上で、山陽小野田市新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言飲食店とさせていただきます、先ほど申し上げましたカラー刷りのものになりますが、スマイルステッカー等を配布させていただきたいと考えております。ただし、このステッカー等につきましては、いまだ発注段階でございまして、納品が9月下旬ぐらいになる予定でありますことから、納品ができ次第、随時配布をさせていただきたいと考えております。なお、本事業の事業費につきましては、緊急を要するものというふうに判断させていただき、予備費を充当させていただきたいと考えております。ステッカー等の印刷製本費として約25万円程度を予定しております。2款総務費、1項総務管理費、31目新型コロナウイルス対策費として支出させていただきたいと考えております。次に感染防止対策取組宣言飲食店としてスマイルステッカーを配布させていただきます基準につきましては、先ほど申し上げました資料の3ページから6ページのチェックシートにあります取組項目の中の必須項目としております23の取組を行っていただく店舗とさせていただきたいと考えております。取組項目のオプション項目という項目もございしますが、これをまた一つ以上行っていただく店舗につきましては、カラー刷りでお配りをしております別紙2小さなスマイルステッカーを1枚追加で配布をさせていただきたいと考えております。また、オプション項目の取組を三つ以上行っていただく店舗につきましては、先ほど申し上げました別紙2のスマイルステッカーを2枚追加で配布をさせていただき、この小さなステッカーを別紙1のスマイルステッカーのスマイルマークの片側若しくは両側に貼ってい

ただき、より多くの感染防止対策を行っておられる店舗として、利用者が分かる仕組みとして考えております。また、店舗での具体的な感染防止対策の取組内容が利用者に分かるように、掲示用といたしましてカラー刷りの別紙3、それからオプション項目に取り組む店舗につきましては、別紙4も併せて配布することとしておりまして、感染防止対策取組宣言飲食店につきましては、それに加えて市のホームページでも紹介をさせていただきたいというふうに考えております。日の出地域以外の対象店舗につきましては、小野田、山陽、両商工会議所、それから小野田料飲店組合と連携し、周知活動を行うとともに、既にアップをさせていただいておりますけれども、市のホームページでの周知、それから10月1日の市広報での掲載を行い、周知活動に取り組んでまいりたいと考えております。ただし、先ほど御説明をさせていただきましたとおり、取組内容の現地確認の活動につきましては、日の出地区を優先とさせていただき、当地区の一定の確認が取れ次第、速やかに全市的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。説明は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

高松秀樹委員長 説明がありましたので、質問がある方はお願いいたします。

吉永美子委員 県の出している新型コロナウイルス対策取組宣言飲食店を応援しますということで、この宣言をしていただくのですね、県としても募集しているわけですが、見る限りでは県以上に細かくこうしてください、こうしてくださいということで出しておられると思うんですが、県の取組と山陽小野田市の取組との関連性をお知らせください。

河上環境課長 委員おっしゃるように、県よりも山陽小野田市で独自で作成をさせていただいた基準のほうがかなり項目として多い状況であります。当然、県の安全宣言の取組についても市内の店舗に積極的に応募していただくように周知を図りたいというふうに考えておりますけれども、やはりそれ以上にしっかりとした取組をすることによって利用者、お客様

が安心して店舗を利用できるという体制を取りたいという、こちら側の
思いと、また料飲店組合との思いが重なりまして、山陽小野田市につい
ては、たくさんの項目に取り組んで、そしてそれをまたPRすることによ
って、しっかりとした周知活動ができるのではないかとこのところ、
このような取組をしております。お互いのこの活動については、片方だ
けということではなくして、できれば山口県、そして山陽小野田市の制
度を両方とも活用していただきながら双方での周知活動、PR活動につ
なげることができればというふうに考えております。

吉永美子委員 山陽小野田市の取組は、本当に県以上に具体的であり、私は評
価させていただきますが、これがより多くの店舗に広がることを期待し
ておりまして、共催として小野田商工会議所、山陽商工会議所と小野田
料飲店組合ということですが、商工会議所、また料飲店組合に入ってお
られない飲食店、そういったところに対してのフォローはどのようにし
ていけますか。

河上環境課長 この日の出地域のことをまず申し上げますと、料飲店組合に加
入しておられる店舗につきましては、料飲店組合が直接周知活動してい
ただけるといような話で進めさせていただいております。で、料飲店
組合に入っていない店舗の対応ということですが、これについては
現在既に行っておるところでありますけれども、市の職員若しくは小野
田商工会議所の職員が現地までお伺いして、この制度を説明する中では
是非ともこの宣言をしていただきたいというような取組を今既に行ってい
るところでございます。

吉永美子委員 日の出だけを聞いているんじゃない。だから、要は、これから
広げていくんでしょ。だから市内飲食店とおっしゃっているわけだから、
市内飲食店で会議所に入っていない、料飲店組合に入っていないところ
へのフォローはどうするんですかとお聞きしています。

河上環境課長 大変失礼しました。日の出地域以外の店舗につきましては、基本的には、先ほど申しあげましたホームページ、それから市の広報、あるいはマスコミ等との情報提供によってしっかり周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

宮本政志委員 これ別紙1がステッカーになるんですか。この別紙2がこのステッカーに貼るマークのみですってことですか。ステッカーの大きさは、これが実物大ですか。

河上環境課長 まず別紙1でございませけれども、この原寸大ではありますが、実際の大きさはこのオレンジの枠ですね。その枠のステッカーとなります。大きさとしてはA5サイズということになります。別紙2につきましては、すいません、枠線が書いてなくて分かりにくいかもしれませんが、ほぼほぼそのスマイルマークの大きさのステッカーというふうに考えております。

宮本政志委員 そうすると、別紙3と4が取組内容を記したポスターを配布っていうことは、これがポスターになるんですか。

河上環境課長 宮本委員がおっしゃるとおりで、そちらのほうはポスターとして具体的な取組内容、お客さんがこの店舗でどういった取組をしているんだろうということが具体的に分かるようなものとしてお配りをさせていただきたいというふうに考えております。

宮本政志委員 それと、これ別紙4の、これはもう印刷に回ったのかな。これ①のここだけでお客様の「お」が無いんですよね。お客様の感染防止につながる。ごめんね、ちっちゃいこと言って。あとは全部、お客様の「お」がほかの資料には載っているんですけど。ここだけが。

河上環境課長 失礼しました。ここは、お願いをしているところなんですけれ

ども、修正が可能であれば、修正させていただきたいと思います。もし、無理だということであれば、何らかの措置で対応していきたいというふうに思います。ありがとうございます。

吉永美子委員 現実的にできるのかなと思うんですけど、お客様の感染防止につながる取組ということで、下から2番目ですね、お客様同士のお酌、これは自分の分は自分でつげということですか。普通のそういった宴会的なところでは、ちょっと考えにくいんですけど、これはできるものなんでしょうか。お店としてそれを禁止させるわけでしょ。可能ですか。

河上環境課長 別紙3で言うところ①お客様のところの、下から2番目のところですね、できるかっていうところですけども、この辺を積極的にお客様にしないようにということで注意喚起をしていただくというような取組でございます。

伊場勇委員 日の出地域をまず取り組んでいらっしゃるんですが、それに対する効果はどういうふうに考えておられますか。

河上環境課長 今現在は周知を行っているところでございますので、この制度について、まだ、実際の事業の効果っていうのはなかなか計りにくいところであろうというふうに思っております。ただ、先ほど御説明申し上げましたが、この事業について料飲店組合とかなり協議をしております。料飲店組合におきましては、こういった取組は市民の安心、お客さんの安心につながるということで大変いい制度だという評価は頂いております。また今周知活動をする中で各店舗からの御意見等も頂いておりますが、これについては様々な意見、ここまでやる必要はないという意見もありますし、大変ありがたいというような御意見もあるところでございます。一応この制度につきましては強制的ではありませんので、もう必要ないという店舗につきましては、お願いはさせていただきますけれども、それ以上のことはできないかなと思っております。いずれにし

ても、これをしっかり周知することによって少しでも成果が上がるように頑張ってもらいたいというふうに考えております。

伊場勇委員 効果としては、やはり日の出地域に足がなかなか向かないっていう雰囲気、やはり市としては、この取組を通じて、まず、その印象変えて、少しでも元に戻るような取組をしていきたいというふうな思いがあるのかなというふうに感じたんですけど、そういうことですか。

古川副市長 今、この取組は、今始まったばかりで、今伊場委員がおっしゃいましたように、やはりウイズコロナ、これからは感染防止と、やはり経済活動も動かさなくてはいけないということの一つの取組でもあるというふうに御理解いただけたらと思います。そうした中で、商工会議所、料飲店組合も積極的に自分たちの意思でこういうことをしたいというふうな申出をされた中で、行政とタイアップしてやるということで、是非とも今沈んでいる、暗くなっている日の出地域が少しでも明るくなればということ念頭に置いての事業でございますし、また、先ほど、吉永委員も言われましたが、これが厚狭の駅前とか、いろんなところに全市的に広がっていったらというふうに考えておるところです。

山田伸幸副委員長 問題はどの程度のお店が協力をしていただけるかということなんですが、今のところ、もう既に回っておられるんだと思うんですけど。訪問はまだされてないんですかね。

河上環境課長 もう既に訪問を開始しております。

山田伸幸副委員長 そのときに、訪問された店舗側の反応はどうか。これは大いに協力していこうというふうな反応なんですか。

河上環境課長 先ほども申し上げましたが、必要ないという店舗もありますし、大変いい制度だから是非参加したいという、それぞれございます。

長谷川知司委員 商工労働課がやっているスマイルチケットの取扱店に、この日の出地区の店が当然、チェックして入ってないところは是非どうかとかということも必要と思いますが、されてますか。

河口経済部長 スマイルチケットの全てチェックしておりません。日の出地区のスマイルチケットの協力店かどうかということはしてませんが、今、率直に言うと、そこまでのことはしておりません。ですから、とにかく今安全なんですよっていうことを宣言していただきたいと。みんな感染予防対策をちゃんとしてますよっていうことを宣言していただくということがまず第一かなというふうに思っております。その後でまた、再度確認とかに行きますので、その折には、もし協力店でないところについては、こういう制度がございますので、是非ということで登録をしていただきたいというふうに考えておりますので、そういうことはしていきたいと思っております。

長谷川知司委員 二度手間するよりも、最初からそれをしたほうが良いと思いますね。それで申込書も持っていくんですよね。されてなかったら、これ加入店の申込みですよと渡してですね、お店側にもメリットがあるように、そういうようなことも持って行って一緒になって盛り上げようというスタンスで行かれたほうが良いと思うんですね、あくまでも縦割りです。されてますから、ちょっと寂しいなと思いました。

松尾数則委員 今までの議論の中で、PCR検査をもう少し広げていこうという話があった。日の出の店の従業員は恐らくPCR検査をされたと思うんですが、今回こういった取組宣言をする場合に従業員、中で働いてる方は、一応全員PCR検査を受けて、そういった問題はありせんよというようにことをしようと考えられたことはないんですか。

河口経済部長 この取組につきましては、先ほど言いましたことを念頭に置き

ながら進めていこうということで今しておりますが、PCR検査については、日の出地区につきましては、その前にポスティングを行う中で、実際は店の方と会えなかったところも当然ございますけども、数多くの方がPCR検査を受けていただいたと、日の出地区において。それをもって、この事業も進めていくということでございます。

河上環境課長 補足といいますか、ちょっと確認といいますか、先ほど、このお配りをしております資料の5ページを御覧いただければと思うんですが、PCR検査ではございませんけれども、この安全宣言の取組の必須項目の中に、4番目になりますね。従業員の安全衛生管理の取組の一番上となります。従業員は出勤前に体温を測るとかですね、発熱や風邪の症状が見られる場合は、店舗責任者にその旨を報告して自宅待機とするというような予防的な措置もこの安全宣言の取組内容として加えておるところでございます。

松尾数則委員 私が心配しているのは、そういった自覚症状がない人もいらっしゃるというお話なんですよ。だから、そういう人が従業員の中におられて、せっかく宣言をして、マークも貼って、そういうところから患者が出るってなると、いろいろ不都合なっていうか、ひどいことになってしまうんで、その辺をちょっと心配しているんですけど。

古川副市長 先ほど福祉部も答弁いたしましたが、PCR検査、完璧を目指すなら毎日する必要があるというような説明もあったと思いますが、そうした物理的に難しい、財政的にも難しいということも念頭に置きながらの今回の措置でございます。先ほど、環境課長が申しましたように、チェック項目の中に、今回の総理大臣の自助、公助、共助じゃないですけど、自助の立場に立ってちゃんとチェックをしていただくということが、また今度、店舗のほうの責務でもあろうかというふうには考えております。

水津治委員 事業者に対して、この事業に取り組んでほしいということが、まず第一点であって、このことによって市民の方が市内どこに行っても宣言されたお店を安心して使えるという市民へのPRっていうのは、次の段階ですか。ホームページ又は広報で併せて、そのことを周知されるのかどうかお尋ねします。

河上環境課長 今現在の対応といたしましては、この宣言をされた店舗につきましては、市のホームページでPRをさせていただきたいと。ちょっと詳細な内容まで詰めてないんですけれども、こういった取組をしておられるよということですが、分かるような内容も紹介していくことができればなというふうに思っております。また、根本的な制度のところになりますけれども、店舗の店先に来られたらシールやステッカーが貼ってあるよというところも周知活動の一つかなというふうに考えております。現在のところの取組としては以上でございます。

高松秀樹委員長 今言われるように、知ってもらうことが大事ですよ。これを貼ることが目的じゃなくて、ここは安全ですよっていう認知をすると。それ以前に市民がここは安全な店だって知ってもらう。その手法が今、市のホームページ及び10月1日号の広報ってありますけど、ほか、グルメガイドとか、観光協会のホームページも出てますよね。例えばああいうのを活用してやるとかっていう発想はなかったんですか。つまり、これだけでちゃんと分かりますか、市民が、と思うんです。もちろん見られている人はいますよ。そうじゃなくて、多くの人に知ってもらわんとその店に来ちゃあないですよ。

河上環境課長 大変貴重な御意見ありがとうございます。現在のところで御説明申し上げましたが、今、委員長がおっしゃるように、そういった周知する媒体がありましたら連携させていただきながら、できるだけ各所に周知ができるよう、いろんな市民の方々に周知ができるような対応を考えてまいりたいというふうに考えております。ありがとうございます。

高松秀樹委員長　せっかくやるんで、しっかり周知して。はい、ほかに。よろしいですか。

山田伸幸副委員長　この中身を読んでいくと、やっぱり備品等でかなり今までにない準備が必要となっているんじゃないかなと思うんですけど、その点で何か支援等を求められておりませんか。

河上環境課長　まず、この必須の取組については、比較的その備品等が必要ないようなものを選択しておるつもりでございます。ただ、従業員の皆さんの負担は大きくなるかなと思っておりますが、それを踏まえて対策に取り組んでいただければなというふうに考えております。一方で、オプション項目というものにつきましては、副委員長おっしゃるように、そういった費用が掛かる、あるいは、お店の特色によってなかなかできないというようなものが上がっております。そういった中で、各備品等につきましてはの対応は今、料飲店組合から要望を頂いておるところでございます。どのように対応していくかというところでございますけれども、この要望書を頂いておりますので、今後しっかり導入の可否はもちろんですけれども、導入するとした場合の基準等、庁内で慎重かつ速やかに検討していきたいなというふうに考えております。以上です。

高松秀樹委員長　今のコロナ対応の要望書、備品、消耗品の補助等についての要望書は今執行部に提出されているということなんですけど、議会側も既に受け付けて、我々の手元にはないんですけど、受け付けて、今から手続があるというふうに聞いておりますので、その際にまたしっかり協議をしていきたいというふうに思います。そのほかないですか。なければ、この項については、ここで終わります。では1回退席してもらいますので、5分休憩で30分に再開いたします。それでは暫時休憩いたします。

午後 3 時 2 5 分 休憩

午後 3 時 3 0 分 再開

高松秀樹委員長 それでは委員会を再開します。次は、新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望書（その 3）というのを執行部にお出ししておったんですが、その回答が来ました。お手元に今日の資料として配布されておりますので、委員の皆さんはよく御覧になっとってください。それでよろしいですか。何か特別にあれば。

吉永美子委員 この要望書を出したことに対して、例えば 2 番目に対しての回答の中に、山口県に対して当該給付金の支給対象を拡大されるよう要望してまいりますと、このようにありますことと、3 番目のところも、最後のところで当市における検査体制等の強化についても市医師会、公的医療機関、県、市の間で協議を重ねているところですよというふうにあります。4 番目については、保護者の負担軽減というところは財政と協議するというお話が教育委員会からあったんですが、今申し上げたこの 2 番目と 3 番目については今後やっぱり確認をしていく。どうなったのかわかる必要があるですよ。それはしますよね。

高松秀樹委員長 必要と思いますので、ある一定期間過ぎたときに、その確認、それと最後の修学旅行のキャンセル料についても、負担軽減って書いてありますので、どういう負担軽減をしたかについても確認してまいりたいと思います。それではちょっと執行部と日時についてはまた協議してまいります。そのほかこの回答書についてはよろしいですか。次が、その他なんですけど、今日、生活と健康を守る会から要望を頂きました。要望を頂いて説明を頂いたんですが、執行部は既に昨日付けで回答書を出されております。つまり、これは今の段階で、議会として同様な要望書を出しても恐らく同様な回答書になるのかなって気がいたしますが、この取扱いについていかがいたしましょうか。

山田伸幸副委員長　これは改めて、議会のほうから出すというのは時宜に適していないというふうに思いますので、生活と健康を守る会のほうにこれまではこういうふうに取りまとめて出したけれども、既に回答が出ておりますので、議会ではこれをお聞きするだけということにするというふうに回答をしたらどうでしょうか。

高松秀樹委員長　はい、分かりました。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）今回、議会が延長になりまして、追加議案の中にもPCRの関連すること、又は先日の本会議場で市民病院がPCR検査うんぬんとありましたので、その様子、議決を見ながら、その先を考えていきたいと思えますけどよろしいですか。（「はい」と呼ぶものあり）その他でほかに皆さんからあれば受けますが、なければ終わりますが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶものあり）はい、以上で新型コロナウイルス感染症対策特別委員会を終わります。お疲れ様でした。

午後 3 時 3 3 分　散会

令和 2 年（2020 年）9 月 1 7 日

新型コロナウイルス感染症対策特別委員長　高　松　秀　樹